議事日程第2号

平成24年12月11日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番~5番)

日程第3 議案の委員会付託 4件

議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定について

議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定め る条例の制定について

出席議員 (12名)

議長	谷		鈴	男	1番	高	Щ	由	行	2番	Щ		政	治
3番	安	藤	雅	子	5番	柳	生	千	明	6番	Щ	田	儀	雄
7番	加	藤	保	郎	8番	伊	崎	公	介	9番	植	松	康	祐
10番	大	沢	まり)子	11番	岡	本	隆	子	12番	佐	谷	時	繁

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	渡	邊	公	夫	副	田	1	長	纐	纈	久	美
教 育	長	丹	羽	_	仁	総	務	部	長	鍵	谷	昌	孝
民 生 部	長	田	中	康	文	建	設	部	長	奥	村		悟
教育担当参	拿	安	藤	信	治	企 担	画当	調参	整事	三	輪	康	典
総 務 課	長	寺	本	公	行	企	画	課	長	加	藤	暢	彦
まちづくり記	果長	須	田	和	男	税	務	課	長	佐久	【間	英	明
住民環境調	長	水	野	嘉	博	保	険長	寿護	長	Щ	田		徹
福 祉 課	長	若	尾	要	司	農	林	課	長	植	松	和	徳
上下水道調	長	亀	井	孝	年	建	設	課	長	伊君	己次	_	郎

会計管理者 田中秀典 学校教育課長 藤木伸治

生涯学習課長 玉木幸治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

開議の宣告

議長(谷口鈴男君)

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議会だよりなどに使用するために、議会事務局職員による写真撮影を許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長(谷口鈴男君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山田儀雄君、7番 加藤保郎君の2名を指名します。

一般質問

議長(谷口鈴男君)

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。 なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いします。

1番 高山由行君。

1番(高山由行君)

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました防災行政について質問させていただきます。よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

今回は防災1点でありますので、一括質問一括答弁ということでよろしくお願いします。

先日、私も御嵩町防災アカデミー養成講座に参加させていただきまして、4日間のカリキュラムを受講しまして、御嵩町の防災リーダーになり、防災士の資格を取得しまして、改めて議員としては当たり前のことでありますが、御嵩町民の安心・安全、災害のないまちづくり、減災のできる人づくりを考えさせられるよい機会になったところであります。

御嵩町においては、2年続きの豪雨災害があり、復旧工事が全て終わったわけではありませんし、東日本大震災に見舞われた東北地方においても原発の件もあり、復興もまだ始まったば

かりであります。本町においては、何とかことしは台風による避難所開設がありましたが、これは9月30日にあったと思いますが、大震災、水害等、大きな災害がなく、安心はできませんが何事もなく来年が迎えられることを願っているところであります。防災行政については、先回定例会でも大沢議員が質の高い質問をされておりましたが、何事もないこのような平時に御嵩町の防災力を向上させるいろいろな施策を考えていくのが行政、そして議会の使命でありますので、質問が重複するかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

さて、最初の質問であります。

御嵩町といたしましても、24年度は昨年の大災害を踏まえまして、災害に強いまちづくりの 政策を着々と進められていっておるところであります。まず、最初にお聞きしますのは9月2 日の防災訓練の点検・評価について、総務部長にお聞きいたします。

前定例会の大沢議員の答弁に事細かく実施内容、行程等お答えされていたわけですけれども、その内容、行程どおりに訓練ができたでしょうか。私たち議員も4地区に分かれ、それぞれの地区で実際被災したことを想定の上、いろいろと町民の方と訓練しましてけれども、つらつらとは申しませんけれども、行政側の目的、方針ぐらいは、地域リーダー、これは自主防災会の会長さんになると思いますけれども、自治会長会の会長さんになるんですかね、よく理解してもらった上での訓練であればよかったかなあと思います。自助・共助を理解し、訓練に臨んでもらうのが訓練の柱であり、自発的な行動を町民の方に訓練していただくということはわかります。実際の災害のときは自分の身は自分で守り、地域のことは地域の人たちでということもわかっておりますが、訓練は訓練です。目的、方針、訓練の流れぐらいは町民の方に理解してもらったほうがよかったのではないでしょうか。

私の感じたところを少しだけ申しましたが、1つ目の質問は、本年度の防災訓練の点検、評価、そして改善対策等、来年度に向けての防災訓練の考えをお伺いします。

続いて、2つ目の質問に移ります。御嵩町地域防災計画の見直し、改訂についてであります。 本年、第1回定例会の町長の施政方針にもありましたように、防災対策には予算措置も含め いろいろな施策を打ち出しており、防災リーダー育成事業、地域防災計画の見直しの委託業務、 また太陽光発電補助事業、各種団体、会社、学校との応援協定等々粛々と進められていってい る最中でありますが、地域防災計画の改定支援事業委託として公募型でプロポーザル方式によ り、9月27日に審査結果を通知という形であったと思いますが、まずこの地域防災計画の改訂 スケジュールを改めてお伺いします。

なぜ初めにスケジュールをお聞きしたかというのは、この地域防災計画の見直しの委託業務は平成24年度当初予算の説明で300万円の計上、25年度までの債務負担行為の限度額200万円の設定で委託業務の履行期間が契約締結日より平成26年2月28日となっており、結果を受けて防

災会議に諮り、またパブリックコメントを募集するかとも思いますが、2、3年かかるような感じになっております。大地震はいつ起こるかわからないわけでありますが、しかし豪雨災害、土砂災害は春から秋にかけてでありますので、また来年、再来年と避難所の安全性の検証と見直しをしないまま、梅雨と台風シーズンを迎えることに大変な不安を感じております。大災害発生時にはシェルターなどあれば別ですけれども、絶対安全を約束できところはないかもしれませんが、町長マニフェストの避難所の見直しはそのように企画・提案されていきますでしょうか。また、改訂に時間がかかるのであれば、避難所の変更等、豪雨・土砂災害の記憶が町民の中で薄れないうちにスピーディーに前倒し、検討できないでしょうか、お伺いします。

次に、3点目の質問に移ります。

御嵩町防災リーダー育成事業と防災士資格取得補助事業で、御嵩町にも防災リーダー、防災士が多く誕生し、大規模災害に備え地域防災力が向上し、自助力、共助力が大変高まりつつあると思いますが、個人を対象にした「防災人づくり」は継続して進めていってほしいわけですが、3つ目の質問は、自主防災組織の活動活性化と行政のかかわり合いについてお伺いします。御嵩町の自主防災組織の設立数は、平成23年度の資料だと69自治会のうち、53自治会が設立していまして、自衛消防隊がある自治体が9自治会、未設立自治会が8自治会ということであり、そのほかにも女性防災クラブが1団体、幼年消防クラブ5団に体消防・減災の取り組みをしていただいているところであります。自主防災組織は各自治会単位で組織され、会長は自治会長が、あとの役員も自治会役員が慣例として自動的に任されるということになっているところが多いと思いますが、東日本大震災を受けての防災のあり方を考えていく上で、活動の活性化においても、行政もいま一度組織のあり方、活性化策、育成等、防災リーダー、防災土が生まれた今、助成金制度のことも含めまして再考していくよいチャンスだと考えますが、いかがでしょうか。

また、防災アカデミーの折、お世話になりました岩井慶次防災士を講師に招いての自主防災組織活性化研究会なるものの活動状況は現在どのようになっているでしょうか。

活動助成に1団体2万円の補助を受けておりますが、現在どれくらいの団体が活動助成金を受けておられるか。助成を受けておる団体は実際どのような活動をしておりますか。そこのところも含めまして、大規模災害時において確実に機能できる組織づくりにおきまして、今後どのように育成、成熟させていくのかをお伺いします。

次の質問に移ります。

大震災・大災害のときに役場機能が喪失しないように、第3回定例会において162万8,000円の補正をいたしまして、御嵩町の中枢である庁舎の耐震調査をしたいということで、議会もこれは認めたわけでありますが、委員会での説明でもあったように、大震災・大災害に備えて災

害対策本部のある役場庁舎を守り、行政機能を麻痺させないように耐震補強を考えていくという説明だったと思いますが、調査終了後に考える耐震補強については、亜炭廃坑を考慮しての耐震補強になっていくのか町長のお考えをお伺いします。

御嵩町は、前町長のときに負の遺産の亜炭廃坑の問題も隠すところなく皆さんに知ってもらい、解決の糸口を見出す方向性で来たと思います。また、風評被害も恐れずに情報公開してきたということは、町長のいつもお話しする情報公開と説明責任の観点からも、国からの財源確保の困難なことや、安価で安全・安心な亜炭廃坑の埋め戻し工法の研究など、まだまだ時間がかかると思いますので、地下充塡のほかに公共施設の耐震も御嵩町の実情に即した考え方で、また耐震工事のほうも新たな知恵も絞らないといけないと考えますが、いかがでしょうか。

全ての施策が財源の見通があってのことで、ないときに話すのは絵そらごとになってしまいますが、大きな山が少しずつ動き出しているようにも思う御嵩町でありますので、今回の庁舎の耐震調査の方向性と公共施設の建物も含めました町長の亜炭廃坑ありきの御嵩町の耐震をどう考えているか、所信をお伺いいたします。

最後に、町長に防災の関連でもう1点だけお伺いして質問を終えたいと思いますが、全く無関係ということでもありませんので質問をお許しいただきたいのですが、私が本年3月議会で質問しました自治体間の災害時応援協定の件であります。

町長のマニフェストにおける災害に強いまちづくりは、先ほども申しましたように、予算措置も含めました(共助)条件付き住宅用太陽光発電システム普及支援補助制度の構築、大型ソーラーの設置認可、民間事業者との応援協定の締結と、着々と確実に進められているようでありますが、他自治体との災害時応援協定の取り組みは進んでおりますでしょうか、町長のお考えを改めてお伺いいたします。

応援協定の締結自体が防災になるわけではありませんが、他自治体では、大震災後、着々と応援協定をほかの市町村と結んでおるように見受けられますが、前回質問時の総務部長答弁の、同一の災害で、被害を同じようにかぶらない程度の距離の市町村と災害時の応援を締結できるよう積極的に働きかけていきたいとの考えを推進していってもらえると思っておりますが、東日本大震災からもう1年9カ月ほどたち、これは私個人の考えでありましたが、宮城県七ヶ浜町でボランティアを行った縁もありましたし、議会も議員全員研修会に行った縁もありましたので、人口もほとんど同じ規模、財政規模も同じ、七ヶ浜町の町長も渡辺善夫様という名前で1字違いであり、山のまち、海のまちの違いはありますが、似ているところが多くあり、継続的な復興支援、応援協定に発展し得る友好関係が築けるのではないかと考えておりましたし、遠い自治体ではありますが、交流ができればと一個人としては考えておりました。

渡邊町長においても、ほかの自治体によく行かれますし、ほかの自治体の首長さんともよく

お話をする機会も多くあると思いますが、今後も考えていってもらえるとありがたいですが、いいかがでしょうか。

余談ではありますが、今回支援に行きました七ヶ浜町では、10年の歳月をかけて交流事業をしてきましたお隣の山形県の朝日町というところと友好のまちとして応援協定調印式が行われた模様であります。これはホームページから開いたものですが、応援協定の絵ですが、これはパソコンから拾ってきましたけど、このようにみんなで万歳しておるような、私としてはこういう御嵩町に笑えるそういう政策が欲しいと思いましたので、ひとつ提案してみました。

以上、防災について質問しましたが、よろしく御答弁のほうをお願いいたします。以上です。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

それでは防災行政、まず第1点目の防災訓練の御質問にお答えをしたいと思います。

ことし9月2日の防災訓練は、東海・東南海・南海の三連動地震が発生し、本町で震度6弱が計測され、インフラ等の災害が出たとの想定でありまして、発災から2日間の行政の手が回らない状況下において、自助・共助の対応を目的に4地区の小・中学校体育館での避難所開設、運営訓練を主たる内容として実施をいたしました。

今回は各自治体の自主防災組織の方や、上之郷小学校の教師、児童など約500人と、御嵩町 安全協会や日赤奉仕団などの14の協力団体の約180人が参加して仮設パーティションの組み立 て、仮設トイレの設置、炊き出しや初期消火訓練などを行いました。

訓練の後で行った参加者アンケートで出された意見では、訓練目的の住民への周知不足や、現場で具体的な指示ができるリーダー役が少なく、ずうっと指示待ちの状態が続いたなど幾つもの指摘があり、一言で言いまして、大いに反省すべき点の多い防災訓練であったと総括をしております。この総括を踏まえて、10月3日に今年度の防災訓練の反省と課題への対策会議を課長級以上の職員で行い、8つの項目別に反省すべき点を洗い出し、すぐにでもできる改善点は随時機会を捉えて改善し、また来年度の防災訓練に向けての対策も早急に行うこととしております。

今回、反省の1番大きな点は、避難所でリーダー役になっていただく方の育成ですが、高山議員も受講していただきました御嵩町防災アカデミーの講座を受講した方を来年度以降は自主防災組織のリーダーとしての自覚を持っていただいて、防災訓練においても積極的に指導者としての役割をお願いしたいと考えております。今回は11月の最後の防災アカデミー講座で避難所運営シミュレーションがあり、その知識を生かした指導力を試すことが9月の防災訓練には間に合いませんでしたが、来年度当初から防災担当と防災訓練の内容について協議を重ねてま

いりたいと考えております。また、今回の防災訓練では参加者が大地震を想定しているにもかかわらず、非常食などの防災備品を持たず参加された方がほとんどだったということであります。この点も防災担当として日ごろの啓発不足を痛感しておるところであります。災害は避難所に来てから起こるわけではありません。避難所の留意事項として自助の観点から、最低限の食料や衣料、毛布などを持参していただく。そのための周知も今回は行政として不十分であったという思いであります。今後は積極的に町民の災害時における意識啓発を行い、自治会行事の前後に自主防災活動を組み合わせていただくなど、平時から災害時のさまざまなケースを想定して無意識のうちに行動がとれるよう働きかけていきたいと思っております。

これら以外でも、今回の防災訓練で改善すべき反省点は多々ありましたが、今回の指摘が来年の訓練でもまた同じようにされないよう早急に個々の具体的な対応をまとめ、実際の災害はいつ何時発生するかわかりませんので、対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2つ目の御質問であります御嵩町地域防災計画の見直し、スケジュール等についてお 答えをいたします。

本町の地域防災計画の見直しは、国の中央防災会議が策定する防災基本計画、県の地域防災計画に沿って見直すことになり、岐阜県は今年度末をめどに策定する計画であり、本町も県の地域防災計画の見直しに基づいて改正を行う必要があることから、この10月5日から来年度末の平成26年2月末を計画改定の工期として進めてまいっております。

具体的な作業スケジュールでは、改訂のための基礎資料の収集分析を10月一月で行い、その分析を踏まえて地域防災訓練案の作成を11月から着手し、4月から並行して職員初動マニュアル、非常時情報伝達マニュアルの案の作成を行っていきます。

来年度9月の防災訓練では、これらの災害対策マニュアル素案に沿って訓練を行い、不備な 点がないか点検をして改訂版の災害対策マニュアルを作成することとしております。先ほど、 高山議員が平成26年2月末の工期終了後に防災会議、パブリックコメントを行うのではないか という御指摘がありましたが、工期内にパブリックコメントを募集し、出された意見も考慮し て26年2月末には防災会議で改訂内容の正式決定を受けますので、それ以上改訂の時間を費や すことはありません。

次に、避難所の見直しについては、現在本町の地域防災計画に指定する避難所は町内小・中学校、4地区公民館など23施設がありますが、一昨年、昨年の豪雨災害時には上之郷小学校など水災害に弱い避難所が判明いたしました。今回の計画の見直しの中で避難所に関しては、発生する水害や地震など災害の種類に応じて、また被害が予想されるエリアの想定別に避難所の指定や避難経路の検討を行いたいと考えております。

また、議員が御指摘のように避難所の変更など、すぐにでも見直し、変更する必要のある内容については、現行の計画の中で運用上の変更でスピーディーに対応をしていきたいと考えております。

次に、3つ目の質問であります自主防災組織の育成、活動活性化策についてお答えをいたします。

今回の地域防災計画の見直しでも、防災の担い手は地域住民という視点に立って平常時から 大災害に備える意識をどうやって地域に根づかせるのか、災害時に避難誘導や初期消火など、 実際に機能する自主防災組織の育成をどうするのか、これが重要なテーマとして位置づけをし ております。現在までは、毎年6月に開催をしている自主防災組織活性化研修会において、自 主防災組織の役割の重要性や活動内容について周知啓発を行ってまいりました。なお、御質問 のあった自主防災組織への活動助成金2万円は、活動を行う上で会議等の運営費や備品消耗品 の購入に充てていただくもので、平成23年度は56の組織、今年度は46の組織に交付をしており ます。

今年度は防災アカデミーを開催し、自主防災リーダーとしての基礎知識もつけていただきましたので、今回受講された方々や、来年度以降受講される方が自主防災組織の中心となっていただいて、実際の災害を想定して、想定内容も亜炭鉱廃坑が分布している自治会もあれば、土砂災害危険箇所が近くにある自治会、また浸水想定エリア内にある自治会など災害時の危険要因は自治会ごとで異なっておりますので、実際に実態に即した対策を平常時から考えていただくよう町として支援していきたいと考えております。

なお、現在町内の土砂災害警戒区域内の自治会のうち、既に29の自治会で土砂災害時を想定 してワークショップを行い、避難場所や避難経路を地域住民みずからが意見を出し合って定め、 ハザードマップに落とし込み、そのマップを各家庭に配布されております。このような取り組 みを、今後自主防災組織が核となって全町で広げていっていただきたいと思っておりますし、 町も積極的に支援をしていきたいと考えております。

以上で、高山議員の御質問の答弁とさせていただきます。

議長(谷口鈴男君)

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長 (渡邊公夫君)

おはようございます。大変御苦労さまでございます。

高山議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま部長が答弁いたしましたが、今回、ことしの防災訓練については、むしろ私が一番 勉強できたかなあと。職員は、自助・共助をちょっと勘違いしているとよくわかりました。自 分たちが楽をするために自助・共助があるわけではなくて、住民の方々の意識を高くしていただくと。現実を考えた場合に、役場そのものが機能するのはいつになるかわからないという状況の中での自助・共助なんだということが、どうも理解し切れていないというのが現状かということがよくわかりました。また、首長として、なるべく陣頭指揮という細々としたものをすべきではないというふうに思っておりましたが、現段階では、せざるを得ないということも大いに確認できましたので、そうならないように、これから準備をしていきたいと思いますし、これから来年の防災訓練までは、それでも災害は起こるかもしれませんので、その節には万全を期してまいりたいと。もう少し私も前面に出てやるべきことをやり、指示を出していきたいということを改めて思いましたので、皆さんのお知恵をおかりしながら、少なくとも減災ができるようにしていきたいというふうに思っております。

まず庁舎の耐震診断についてでありますが、事に至った経緯というものがあります。

今、防災士のお話が出ましたけれど、我々首長も、トップセミナーというものがあります。 そういう場で勉強させていただいているわけですが、まずそこで大切なことは、いかに役場を 早く機能させるか。そして、その機能しているという状態をいかに住民の皆さんに早く、しっ かりとお伝えをするか、これをすることによって、住民は非常に大きな安堵を得ることができ る。また、心の支えにもなるということでありますので、やはり庁舎が無事に残っていること が大変大きなよすがになるであろうということがよくわかりました。

本来ですと、日本人の美徳としましては、自分のところは後という考え方をするのが日本人のよしとするところではありますけれど、昨年、やはり3月11日以降から潮目が変わりまして、現実的な対応がいかに必要かということを考えていかなければならないという考え方に至りましたので、この庁舎の耐震化に向けての調査を始めました。

地下充塡とのセットではとの質問でありますが、共和中学校の実例でもおわかりになるように、残念ながら現行制度では建屋の耐震化と地下の安全対策というものは別次元、別問題として扱われております。現在公布されております衆議院議員選挙、この結果いかんによって違いが出てくる可能性はあるかと思いますが、現段階では地下充塡を実施する有利な財源等々はございません。地下充塡、共和中学校での実施も町財政からの持ち出しをしておりますけれど、これは特例と考えていただきたいと思っております。あくまで地下の問題の責任は国にありという姿勢は変えるつもりはございません。上物と地下が同時進行となれば、理想的な展開ということがいえるかと思いますが、今申し上げたように、地下の問題については全面的に国に責任がありとしている立場でありますので、たとえ時間がかかっても地下耐震は国にしていただくよう働きかけていくと、訴えてまいりたいと思っております。ただ、地下の空洞を抱えている自治体は御嵩町だけではありませんので、いわゆる御嵩町の努力であるとか、独自性がなけ

れば認められないということは言えるかと思いますので、少なくとも国が、御嵩町が提案する 内容に、なるほどと思われるようなものをつくり上げて、予算の要求等々をしてまいりたいと 考えております。

建物の耐震についてでありますが、これは昭和56年に法改正されました建築基準法、これが 基本となっており、この計算上建物が耐震化について適合しているか否かの確認作業といえま す。したがって、対象となります施設については昭和56年以前のものということになります。 御嵩町は、全国でもかなり耐震については優等生の部類であります、非常に補助金の少ない時 代からまずは学校をやろうということで、全ての小・中学校の耐震化をしてまいりました。補 助金が少なかったものですから、3・11大震災のときに問題になりました全国の80%以上が耐 震化を何もしていないというようなことでありましたが、昨年の少なくとも3月11日には小・ 中学校全て耐震化はできておりましたので、そういう点では持ち出しは非常に多くはありまし たけれど、御嵩町は全国でも優等生だといっても過言ではないというふうに思っております。

施設については、ここに前回の議会で岡本隆子議員が質問された際につくった資料でありますが、これはほぼ御嵩町の公共施設全てであります、いわば現在持っている御嵩町の白書になるかもしれませんけれど、点検をしてまいりまして、昭和56年以前に建った建物について、耐震の実施及び耐震化の必要な施設というものは、現在、御嵩町で残っている施設は5施設だけであります。御嵩町のこの役場の本庁舎、そして老人憩いの家、中保育園、そして中の児童館、そして伏見の児童館ということで伏見の児童館については26年度から着工できるように準備を進めております。また、この庁舎については25年度から耐震化をしていく予定であります。あとは、これからその仕組みも含めて施設のある場所について、それはよしあしを考える必要もございますし、個別に補強か立て直しかを考える必要もございますし、中保育所あたりはその後の運営体制も考えるべきだということになってきますので、その節には結論を出すための議論を議会の皆さんともしてまいりたいと考えております。

次に、他自治体との災害時の応援協定についてであります。

東日本大震災では、平常時の自治体間の友好協定が大変生きたという状況でありました。

その後、防災等々の関連から応援協定というものを締結される自治体が多くありますけれど、これは平常時の有効協定の進化したものだというふうに考えております。平成7年柳川町長が誕生をいたしました、私も議員になりました、当時災害を想定してはおりませんでしたけれど、当時は高知県知事がNHK出身の橋本大二郎さんでした。彼に紹介をしていただいて、高知県の海のあるまちと、そうした友好協定を結べないかということを柳川前町長には随分働きかけ、言ってまいりましたけれど、残念ながら行動を起こすというところまではいかなかったということであります。御嵩町として大震災以降、高山議員に3月定例会でお答えしましたように、

そうしたパートナーの模索は続けておりますけれど、それとなくという次元で水を向けましても、現段階になりますと、「うちに何のメリットがあるの」という相手側からの質問が返ってきます。メリットはほとんどないということなのかもしれません。全国でも珍しくそうした友好協定を結んでいる相手が全くないのは、残念ながら御嵩町は突出して珍しい存在になってしまっているというのが現状であります。調べますと加茂郡等々でも随分いろいろなところと協定を結んでお見えになりますけれど、個別に協定を結んでいるという相手が一つもないのは珍しい例で、御嵩町が唯一そういう例になっております。原因が亜炭廃坑の風評にあるのか、また特別温暖な地でもありませんし、逆に夏涼しいわけでもありませんので、そうした気候的な魅力に欠けているがための友好団体との協定を結べない状況にあったのか、これはわかりませんけれど、災害時の協定締結ということになりますと、非常にこの半年間、難しいということを感じながらやってまいりました。

ただ、そうそう落胆する必要もないと思いますが、まず御嵩町が東日本大震災の際に被災地に対してアプローチをしましたのは、全国産廃問題市町村連絡会というものがございます。不思議と産廃問題でお悩みの自治体というのは、原発が近くにあると、何をか言わんやという状況のまちが多くあります。あの周辺のまちとはかなりおつき合いをしてまいりましたので、まずその取っかかりといたしまして那須塩原のほうに救援物資を送らせていただいた、こうした平常時のつき合いが生きたものだと思います。

また、今出てきました七ヶ浜についてでありますけれど、これは岐阜県が多賀城市に職員を派遣している関係で、御嵩町も多賀城市へボランティアに行こうというお話の中から多賀城市さんのほうから、いや、隣の七ヶ浜さんのほうが困っているから、行っていただけるのなら、そちらへお願いしたいというお話がありましたので、七ヶ浜へ行かせていただいたという経緯があります。そういう意味では、今後も産廃連であるとか、全国水源の里連絡協議会など、縁を感じる自治体と良好な関係を継続し、新たな密接な関係を構築してまいりたいと考えております。例に出していただいた七ヶ浜については、財政規模も本当に同じぐらいですし、多分人口密度が非常に高いまちですので、いろんな施設も御嵩町よりうんと進んだ施設もお持ちのまちでありますが、財政規模、人口規模は、遜色なく近いところがありますので、有力な候補であるという位置づけはしております。ただ、七ヶ浜さんについては被災地でありますので、まだ復興という意味での作業がかなり残っているかと思いますので、その点も配慮しながらタイミングを見計らって声かけをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

[1番議員挙手]

議長(谷口鈴男君)

1番 高山由行君。

1番(高山由行君)

お答えのほう明確にありがとうございました。

町長の言う言葉の御嵩町と協定を結んでもメリットはないというのは議員としましても、魅力がないまちなのかなあと、ちょっと自分としてもこれからのまちづくりというものを魅力のあるまちをつくっていかなくてはならないということで、今、ちょっとどきっとしておりますが、里山を生かしたまちづくりをこれからもどんどんしていってもらいまして、海のあるそういうところとまず友好協定を結んで、災害時の応援協定として発展していくような感じになればよいかなあと思っていますし、また町長が今これからもそういうものを探していくということで、町長も行動範囲を広くしてもらいまして、友好関係を結べるまちを探してほしいということはお願いしておきます。

2点だけ、ちょっと総務部長か町長がお答えしてほしいのですけど、来年度以降も、町長はそうやって発言しておられましたが、防災士の支援事業というのはしていくのかいかないのか、防災士をまた何人か、ことしは50人の規模でやりましたけど、来年度以降はどういう考え方でいくのか。それと、もう1つこれは数字があるかどうかわかりませんけど、この防災と関連して太陽光の補助事業は、今現在12月で、4月から始まってどの程度の進み具合があるのか、大丈夫ですかね、1つお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

まず、来年度以降の防災リーダーの育成のための講座、御嵩町防災アカデミーにつきましては、継続していきたいと思います。これは町長も申しておりますように、こうした自主防災のリーダーを各自治会で複数人つくっていきたいということでありますので、ことしは高山議員初め、議会の方とか、消防団OBの方、そういった方を対象にやりましたけれども、もっとやっぱり自治会では本当にその地域のことをよく知っていらっしゃる方がいらっしゃると思いますので、そういう方はぜひ受けていただくようにしていきたい思っております。また、今回第4回開催をして、日曜日ごとであったということで、なかなか負担が大きいということもありましたので、何とかもう少し日程的な負担も少なくできないか、これはちょっとそういう働きかけをしているだけで、具体的に何日間でやるということを決めたわけではありませんけれども、受ける方の負担の少なくなるようなことを考えていきたいなあとは思っております。

太陽光につきましては、現在37件の実施をしておるというところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長(谷口鈴男君)

1番 高山由行君。

1番(高山由行君)

ありがとうございました。

これからの施策としては、やっぱり3・11の大震災を受けて防災・減災に取り組んでいくということが大変大きなテーマになっておりますし、この間のトンネルの事故もありますように、建物の老朽化、インフラの老朽化が喫緊の課題になっておりますので、皆さん一丸となってやっていってもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(谷口鈴男君)

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

なお、質問につきましては、一問一答方式であります。

11番(岡本隆子君)

まず初めに、一言申し上げたいと思います。

昨年、第4回の定例会、ちょうど1年前でございますけれども、私は電力切りかえについて の質問をさせていただきました。

再生可能エネルギー導入、そして行政経費節減のためにも中電との契約を見直し、特定希望電気事業者から購入したらどうかという御提案を申し上げまして、それに対しまして総務部長のほうから、既に導入している団体や近隣の自治体の動向を見ながら、さまざまな角度から研究をし、早急に結論を出したいという御答弁をいただきまして、そして今回の補正予算にも17万4,000円というものが手数料で上がってきておりますけれども、来年から電力切りかえの方向で取り組んでいただけるということで、その点につきまして評価をしたいと思っております。ありがとうございます。

それから、先ほど高山議員のお話の中で七ヶ浜のお話が出ましたけれども、私は先日、全国 産廃処分場ネットワークの交流集会がありまして、栃木県と福島県に行ってまいりました。そ の折りに、那須塩原の町民の方々から、御嵩町さん、そして町長さんには大変お世話になりま した。よろしくお伝えくださいということを何人もの方からおうかがいをいたしましたので、 その点について御報告したいと思います。私も、御嵩町さんお世話になりましたということを うかがいまして、大変うれしく思いました。

それでは、本論の質問に入らせていただきます。一問一答でお願いいたします。

1点目、公共施設問題についてお伺いをいたします。

9月の定例会の一般質問で、公共施設の維持・更新について質問をいたしました。今後の人口減少、税収減、高齢社会を迎える中で、公共施設の管理の一元化と3カ年実施計画の見直し、そして公共施設更新白書の作成を御提案申し上げました。総務部長の御答弁では、総合的な視点に立って行政運営を行うことが、現状のように歳入の伸びが見通せず、各種公共施設がほぼ同時期に改修等が必要となっている状況下では特に求められる。中略ですけれども、財源に関して、的確な補助金を見つけて財政負担の軽減を図るとされつつも、3カ年実施計画の限界もあるという御答弁でございました。町長は、ある程度の自治体では白書の必要性を肯定するものであるが、御嵩町では、公共施設についてはおおむね頭に思い描けるので、条件が違っている。白書に費やす人件費やコンサル料があるなら、具体的に老朽化した部分、施設にお金を使ったほうが有効だと考えるというものでありました。

先日、総務建設産業常任委員会で、神奈川県秦野市に公共施設更新問題に対する取り組みについて、視察に伺ってまいりました。そのときに、企画課課長、係長が同行されたことについて、まずもって評価したいと思っております。と申しますのも、熱意ある秦野市の職員からの説明を我が町の職員と共有できたこと、そしてそのことがきっと御嵩町の今後に大きく役立ってくれるのではないかということを期待したからであります。

秦野市の視察のほかに、この10月、11月に同じような内容の講演を2回聞く機会がございました。町村議会正・副議長研修会と、それから可茂地域市町村議員研修会です。その内容ですけれども、団塊の世代が後期高齢者になる2022年、そしてそれ以降の10年間は介護保険、医療など財政負担がピークになる。1970年代につくられたたくさんの道路、公民館などの公共施設が2020年代に一斉に建てかえの時期を迎え、何の手も打たなければ財政破綻を招くという内容でございました。まさしく、今、日本中の多くの市町村がこの問題に直面し、どこの市町村にとっても大きな問題であることを実感いたしました。先ほども出ておりました笹子トンネルの事故でも明らかになってように、公共施設の劣化にどう対応していくのかというのは非常に大きな問題であります。

秦野市では、公共施設の更新の時期が一斉にやってくるのに合わせて、高齢化と人口減少が進み、財政状況の悪化により、現状のまま更新を続けていたら必要性の高い公共施設まで良好な状態で保てなくなるおそれがあることから、公共施設白書を作成し、再配置計画を策定しました。視察では、御嵩町財政分析した資料も用意してくださり、またその市の将来を思う職員の方の熱い思いが伝わってまいりました。その資料によりますと、御嵩町民の1人当たりの収入が秦野市の1.25倍でありますけれども、公共施設の建物面積は秦野市の1.57倍、秦野市よりもっと厳しい状況であります。秦野市の計算式で当てはめるなら、御嵩町では40年間に51億円

の財政不足となるため、現在の公共施設面積を38%から39%減らさないといけないという計算になってまいります。秦野市の計算がそのまま当てはまるものではないとしても、相当の危機感を持って取り組まなければならない問題であると考えております。

秦野市の施設白書の役割で、殊に白書を市民に公開し、説明をしっかり行うことにより情報を共有し、市民との議論、市民同士の議論を可能にさせたことも学ぶべき点であると感じております。もちろん、白書の作成が目標ではありません。白書作成の後、再配置に関する方針を定め、再配置計画を立てて取り組むことが重要だと考えております。秦野市の取り組みは専任の職員が取り組んだということですが、コンサルに委託せずとも職員で取り組めるというお話でした。なぜなら、自分のまちのことは職員が一番よく知っているからだということです。できれば、専任を一人でもつけるとスムーズにできるというお話でしたけれども、確かに白書づくりと、その後の再配置計画は茨の道ではありますけれども、孫やひ孫の世代にツケを残さないため、早目に手を打つためにも必要なことだと考えております。

そこで、質問に入ります。

1つ目ですが、今後の御嵩町の人口減、財政状況について、どのように考えておられるのでしょうか。

2つ目、公共施設更新問題についてはどのように考えておられるのでしょうか。

3つ目、公共施設白書作成と再配置計画についてはどうお考えでしょうか。具体的に白書作成の意思があるとすれば、どのように取り組んでいかれるのか、ないとすればこの問題にどう対応していくのかという点についてお伺いをいたします。それでは、よろしくお願いをいたします。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

それでは、岡本議員の公共施設更新問題に関する第1点目の今後の御嵩町の人口減、財政状況について、どのように考えるかという御質問にお答えをいたします。

まず本町の人口動態の推移ですが、昭和55年以降、5年ごとに約1,000人ずつ増加しておりましたが、平成7年をピークにこの年の国調人口でいきますと、1万9,980人と2万人にあと一歩といいますか、半歩のところまで来ましたが、その後減少に転じ、最近の5年間でいえば、毎年平均100人規模で減少している状況でございます。

人口のピークを迎えた平成7年には、グリーンテクノ工業団地の造成が完成した年で、当時はバブル崩壊で景気が低迷をしておりましたが、平成11年ごろから町内や近隣の企業が進出し、その後、平成17年に東海環状自動車道が開通したことで企業誘致も順調に進み、平成20年には

立地企業からの税収は約5億5,000万円となり、企業誘致の目的の柱であった自主財源の確保と、町民の雇用の場の確保にグリーンテクノ工業団地の造成が大変大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、もう1つの期待した人口増加のきっかけには、現在のところつながっておりません。

リーマンショック以降の長期化する景気低迷の中で、地域経済の疲弊や、それに伴う労働人口の流失などが深刻化しておりますが、地方の町村が一様に人口減や財政難に陥っているかというとそうではありません。県内の岐阜市や美濃加茂市などに隣接する町村の中にも、この少子高齢化が進む中で、人口は横ばいか逓増の自治体があります。本町も水道未普及地の解消などのインフラの整備や、児童・生徒の医療費の無料化や少人数学級の推進など、子育て世代が安心して住める安全・安心のまちづくりを積極的に推し進め、人口減少の抑制や企業誘致にも今後積極的に取り組み、財政基盤の安定を目指していきたいと考えております。

次に、2つ目の公共施設更新問題への考えについてお答えをいたします。

前回の岡本議員への町長の答弁では、御嵩町の規模からすれば、公共施設の維持更新等の見直しを考える上で、人口規模17万人の秦野市が行っている作成に膨大な時間と労力がかかる公共施設白書と同様の手法はとらないが、御嵩町の身の丈に合った公共施設の見直し基準づくりは考えたいというものでありました。そうした町長の意向を踏まえまして、今回の秦野市への議員研修に企画課長以下2名が同行させていただいております。

同行した職員の復命書による感想を要約いたしますと、第1点目に、秦野市と御嵩町人口規模も公共施設の数も建設時期も異なりますが、人口が急増した時期に公共施設を集中して建設し、現在住民の方の高齢者が急速に進み、生産人口も連動して減少している状況にある。

2点目に、まさにこうした状況下でも公共施設の老朽化だけは着実に進み、秦野市では今後 40年間に公共施設の改修の維持管理や建てかえ等に要する費用の財源不足が346億円と試算が されておる。

3点目に、本町においても当然同様の状況が発生し、全ての既存施設の更新に対応できる財源の確保が難しいため、事前に町内の公共施設の更新等に対する方針と基準を定め、それに沿って個々の施設について更新をするのか、他の施設と統合するのか、あるいは民営化や廃止を進めていくのか、それに伴う財源もセットで考えていく必要があるのではないか、以上のようなものでありました。町として、この意見をベースに公共施設の本町での今後のあり方について早急に検討をしていきたいと考えております。

次に、3つ目の公共施設白書作成と再配置計画についてどのように考えるかという御質問に お答えをいたします。

先ほども述べましたように、現在御嵩町の身の丈に合った公共施設の見直し基準づくりのた

め、既に先日の課長会議において、個々の施設に係る基礎項目の調査を依頼したところであります。基礎項目の内容は、既設の建築年月日、構造、耐震性、延べ床面積、利用者数など現状の数値や改築耐震工事を行った場合の想定費用などであり、こうした基礎データをもとに客観的で現実的な数値を把握して見直し基準を作成していくこととしております。

この一連の流れについて、先日開催した御嵩町行政改革推進委員会において、第5次行政改革の実施項目に追加をし、進捗管理をお願いしたところでございます。こうした流れの後、それぞれの公共施設をどうするかという点に関しましては、前回の一般質問でもお答えしましたように、対象とする施設について個別の検討委員会を立ち上げ、施設の利用者やその地区の住民とじっくり話し合い、合意形成を図って進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、先ほど秦野市の本町に当てはめた財源不足が40年間で51億円という指摘がありましたが、この試算は、建てかえた場合の建物の延べ床面積1平方メートル当たり35万円という秦野市での一律の単価が根拠となったものでありまして、例えば本町の場合、平成20年度に新築した子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」が、旧建物の解体費用も含めまして、1平方メートル当たり約22万円でありまして、本町のスタンスとして、施設をつくり直すとしても、できるだけ安価で現実的な経費を費用的な根拠として基準を作成することになりまして、51億円が具体的な説得力のある数字ではないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、岡本議員への答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長(谷口鈴男君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

ありがとうございました。

大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがたいと思っております。

再質問をさせていただきたいと思いますが、まず職員の感想を伺いまして、私たちと同様の 危機感を持って取り組んでいかなければいけないという意を強くされたということで、本当に 同じような感想を持っていただいたと思っております。この意見をベースに早急に検討をして いくということなんですが、まずこの公共施設白書まではいかないかもしれませんが、そうい う基礎項目の内容を課長会議で点検されたということですが、まずその公共施設について一元 管理を考えていくというふうに受け取ってよいのでしょうかということと、それから見直し基 準をつくり、その後個別の検討委員会でそれぞれ諮っていくということですが、まずその見直 し基準をつくっていくまでに相当のといいますか、時間がかかると思うんですが、見直し基準 まで行くまでには大分まだ時間がかかる、どのくらいを想定しておっしゃってみえることなのか、その2点について教えてください。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

一元管理のことに関しましては、町長も前にもコメントをされたと思いますけれども、今こうした二十数個の町内の公共施設につきましては、企画課の企画調整が中心となって基礎数値を集めておるということで、そういった意味では一元でそういう問題について対処していきたいと。ただ、やはり施設を持っておる担当課でないとわからない数値ばかりですので、そういったことは先ほども言いましたように、課長会議等で依頼をして数値を出して、それを企画課でまとめてやっていきたいと思っております。

またその基準づくりにつきましては、先ほども言いましたように、11月に行いました行政改革の会議におきまして第5次の実施項目ということで、これは平成23年度までの5年間を想定しておりますけれども、まず基準づくりについては、今の想定では来年の3カ年に間に合うようにつくっていきたいと思っております。以上です。

[11番議員举手]

議長(谷口鈴男君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

行政改革推進委員会が進捗状況を見ていくということですが、この行政改革推進委員会というこの委員会は、これ審議会ですね。これはどういった形でこのメンバーが決められているのか、公募なのか、指名なのかということと、それからこの委員会がどこまでどういうふうにかかわるのかということについてお伺いします。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

行政改革推進委員会は、町のほうから委託をして、今11名でやっておるものでございまして、この携わり方は基本的には進捗管理といくことで、いつまでに、例えば担当部局のほうで基準をつくるかということについて報告をしていく会でありますので、そこで具体的な施設について改築とか、統合とか、そういうことを決める会議ではございませんので、そういったことはまた別の個々の検討委員会でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[11番議員举手]

議長(谷口鈴男君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

済みません、その委託なんですが、この委託はどのように、どういう方に委託されるのですか。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

行政改革推進委員会の委託の委員の話ですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

これは、町内の有識者、それから各種団体の代表者、それから町内の金融機関の支店長等に委任をした会議でございます。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

失礼しました、ちょっと言葉を間違えました。「委嘱」です、委員を委嘱した会議でございます。済みませんでした。

[11番議員挙手]

議長(谷口鈴男君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

ありがとうございました。

これについては、また取り組んでいかれるということですので、私もこの点についてはしっかり見させていただきたいと思っております。

2番目の質問に入らせていただきます。町の環境保全のための条例制定についてでございます。

御嵩町では、平成22年に前沢地区に医療廃棄物の中間処理施設が計画され、産業廃棄物問題で日本中に名をとどろかせた町長襲撃事件や、住民投票が行われたにもかかわらず、また廃棄物問題が起こったということに驚愕いたしました。幸い、行政と住民の素早い対応により、これも過去の経験が生かされたことと感じておりますけれども、業者が申請を取り下げたことに胸をなでおろしているところでございます。また、御嵩町の産廃問題をきっかけに岐阜県では

産業廃棄物の設置に係る手続条例が制定され、要件が整えば許可される方向に進んではいきますけれども、申請すれば簡単に通るものではなくなってきてはいます。愛知県の住民団体も、この岐阜県の手続条例をぜひまねして、このような手続条例を設置したいものだということを言っておりました。

しかし、依然前沢の問題では、その土地は業者が持っておりまして、いつ転売されてまた同じような問題が起こるかもしれないという不安を住民の方々は抱いております。また、特に上之郷地区では高齢者世帯がふえ、多くの土地を所有していても、管理に困り、草を刈って管理してくれるなら誰にでも貸したいと言っておられる方もあり、今後また同様の問題が起きかねない状況であると思っております。

紀伊長島町では、平成6年に産廃計画設置を知ったまちが、急いで水道水源保護条例を制定して、後で産廃計画に網かけをしたことが廃掃法に違反するのではないかということで大きな問題となった「紀伊長島町水道水源保護条例事件」の例がありますけれども、御嵩町では現在問題となっているような計画が持ち上がっていないので、今が条例制定のチャンスではないのかと考えております。自分の住んでいる地域に、産廃問題でなく、採石、残土処理等も含めて生活環境に大きく影響を及ぼすようなものは、そこに住む住民の意向が尊重されなければなりません。基礎自治体が主体となった条例に基づく法政策が望まれます。

一部の市町村では、水道水源保護条例の制定を踏まえ自治体内での環境保全を目的とし、新たな開発規制等を導入したまちづくり条令もあります。例えば三重県伊賀市「ふるさと風景づくり条例」では、一定規模以上の開発行為、土石の採取、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石廃棄物、再生資源等の堆積等について市への届け出を必要としております。当町でも、このように開発行為等を規制するような条例制定をぜひ考えていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。お願いいたします。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

それでは、岡本議員の町の環境保全のための条例制定についての御質問にお答えをいたします。

平成22年10月12日に事業者が岐阜県に提出した前沢地区での感染性医療廃棄物処理施設計画は、議員が今述べられましたように、平成24年7月31日付で事業計画の廃止届を事業者が県に提出され、終息いたしました。

当初、この計画を知ったときの私個人の感想としては、産業廃棄物の中でも医療系の廃棄物はどのような病原菌が付着しているか不明であり、完全に密封した容器に詰め、焼却処分以外

あり得ないという認識でおりましたが、この計画の法令上の施設の種類が、廃プラスチック類の破砕施設という分類での規制内容であり、法律の想定しているものが現実の状況に合っていない。言いかえれば、規制が後手に回っているのではないかという印象を持ちました。

事業者の計画取り下げを受け、今年8月2日に町長がコメントを発表し、計画が阻止できたのは、上之郷地域住民や町の環境審議会のこの計画の妥当性や安全性には多くの疑問や懸念があり、明確に反対をするという意思表示があって、町長として住民や地域環境の安全・安心を担保するための説明責任を事業者に強く求めてきた必然の結果であると述べております。町長からは、このコメント直後に、開発や環境を所管する担当部局に、今後このような計画から住民の安心・安全を担保するための対策を講ずるよう指示があり、現在、住民環境課、まちづくり課等が中心となって、既存の法令や新たな条例の制定などさまざまな手法の検討を行っているところであります。まだ具体的なことはありませんので、また具体的な手法が出ましたら議会のほうには御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

[11番議員举手]

議長(谷口鈴男君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

ありがとうございました。

これも、大変前向きな御答弁で、今後ともさまざまな角度から研究していくということですので、先ほどの例にもありますように、1年以上はかかるかなあという気はいたしますが、よろしく前向きに研究をしていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(谷口鈴男君)

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻を10時35分といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時34分 再開

議長(谷口鈴男君)

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

なお、質問につきましては、一問一答方式で行われます。

10番 (大沢まり子君)

それでは、議長にお許しをいただきましたので、大きく分けて3点について質問させていた だきます。

初めに、子ども・子育て関連3法の成立を受けて質問させていただきます。

このたびの社会保障と税の一体改革の一番重要なポイントは、子ども・子育て3法であります。そして、3法の趣旨は、言うまでもなく3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育、保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進することであり、その主なポイントは、1つ目に、認定こども園制度の拡充、2つ目に、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付及び小規模保育等、地域型保育給付の創設、3つ目に、地域の子供・子育て支援の充実の3つであります。

この新制度が本格的に動き出すのは、早ければ平成27年度でありますが、消費税率が8%に引き上げられる平成26年度から本格施行までの1年間、保育の需要の増大などに対応するために、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業が行われることになっています。当町といたしましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑、かつ速やかに新制度を導入できるよう万全の準備をしていくべきであると考えます。

そこで2点、お伺いをいたします。

1点目に、国におきましては、平成25年4月に子ども・子育て会議が設置をされます。会議の構成メンバーとしては、有識者、地方公共団体、事業主の代表、労働者の代表、子育て当事者、子育て支援当事者など、子供・子育て支援に関する事業に従事する者が想定をされております。子育て支援の政策決定過程から子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっております。子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておりますが、子育て家庭のニーズを把握して、施策を行う仕組みは、国のみならず地方においても極めて重要でございます。当町においても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者などをメンバーとする合議制の機関を新たに設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか。なお、来年度から地方版子ども・子育て会議を立ち上げる場合には、来年度予算に会議開催のための経費を計上することが必要となってまいりますが、御検討されていますでしょうか。

2つ目に、今回の子ども・子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっております。事業計画の期間は5年です。この事業計画策定に当たっては、国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査をし、把握することが求められております。平成27年度から本格施行に向け、事業計画を平成26年度半ばまでに策定するためには、平成25年度の予算において事業計画策定に向けたニーズ調査のための

経費を計上することが必要だと考えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

議長(谷口鈴男君)

民生部長 田中康文君。

民生部長(田中康文君)

それでは、大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、地域版子ども・子育て会議の設置に関する見解についてと、子ども・子育て支援 事業計画の策定に当たり、ニーズ調査のための平成25年度予算計上を考えているのかの2点で あります。

子育てをめぐる現状としましては、出産期に当たる女性の結婚や出産、子育ての希望があっても、家族関係、地域の状況、雇用の問題など、出産や子育てを取り巻く環境が大きく変化し、出産や子育てをしている家庭に必ずしも満足が得られる状況ではないこと。子ども・子育て支援策が質、量ともに不足している傾向にあること。子育て中の母親などに孤立感と負担感が増加の傾向にあること。本町では大きな問題とはなっていませんが、待機児童の問題や30歳代の女性の低い就労率の問題などがクローズアップされています。

これらを解決する方法として、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、待機児童の解消や地域での保育支援といった点での保育の量的拡大と確保、地域の子供・子育て支援の充実を図るとともに、実践できるようにするため、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律等の整備等に関する法律案の3法案が平成24年6月15日に民主党、自由民主党、公明党において合意され、幼児期の学校教育及び保育、並びに地域の子供・子育て支援を総合的に推進するという趣旨に基づき、平成24年8月10日に可決、成立したものであります。

子供・子育でに関するこれらの狙いは、議員の御質問にもありましたように、1点目が認定こども園制度の拡充、2点目が認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と小規模保育等地域型保育給付の創設、3点目が地域の子供・子育で支援の充実であり、全ての子供の良質な育成環境を保障し、子供・子育で家庭を現状よりさらに充実、支援することを目的として、子供・子育で支援関連の制度や財源を一元化し、新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供と保育の量的拡大、家庭における養育の支援の充実を図るものであります。また、法に基づき市町村として実施すべき内容についても明記されておりますので、遅滞なく体制の整備を行っていくこととなります。

そこで、議員御質問の1点目についてお答えをさせていただきます。

この3法で定める新制度については、税と社会保障の一体改革の流れの中で実施されるもので、早ければ本格稼働が平成27年度からとなりますが、国においては内閣府に、本年4月より

子ども・子育て支援新制度施行準備室を立ち上げ、子供の保護者、都道府県知事、市町村長、事業を代表する者、労働者を代表する者、子供・子育て支援に関する事業に従事する者、子供・子育て支援に関し経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命したメンバーで構成された子ども・子育て会議を設置し、国としての子ども・子育て支援策に取り組んでまいるわけでありますが、市町村においても、子供の健全な生育と子育て家庭の支援について、そのニーズを把握し、市町村におけるいわゆる地方版子ども・子育て支援会議の設置も行っていく計画であります。この地方版子ども・子育て支援会議については、強制的なものではなく、努力義務となっております。この会議の設置の根本は、子供のための教育や保育の充実にあります。子供たちや子育て家庭の状況と需要を調査把握し、支援に係る事業を計画的に整備するもので、最終的には御嵩町としての子ども・子育て支援事業計画を策定する計画であります。

町では現在、次世代育成支援対策推進法に基づいた次世代育成支援行動計画を策定し、子育 て子育ち支援を順次展開しているところでありますが、この法律及び行動計画が平成26年度末 までのものであり、子ども・子育て支援法による新制度本格稼働が消費税率の10%への引き上 げがなされた場合、平成27年4月からとなるため、速やかに移行できるように考えております。 そこで、時間的な流れをお示ししますと、平成25年度中に子ども・子育て支援事業計画の内 容検討に入る予定で、国から示される現在の子ども・子育て支援策の把握と評価及びニーズ調 査指針に即して、町としてもニーズ調査を実施する予定であります。また、御嵩町における子 ども・子育て会議も速やかに立ち上げる計画で、現在、さきにも申し上げました次世代育成支 援後期行動計画の策定にかかわっていただいた県子ども相談センター、医師会、民生委員・児 童委員協議会、社会福祉協議会、幼稚園、小・中学校、商工会、教育保育有識者や公募者によ る組織立てを想定しておりますが、ニーズの把握という点で子育て真っ最中の保護者に会議構 成員となっていただくことは必須と考え、保育園保護者会の代表を会議構成員とすることも視 野に入れているところであります。平成25年度中に会議を立ち上げ、ニーズ調査を実施し、施 策内容の検討に入り、平成26年度前半までに町の子ども・子育て支援事業計画案をまとめ、県 との協議及び広域調整を行い、事業計画を確定し、平成27年4月1日から運用を図るというス ケジュールになります。こうした展開をしていくため、平成25年度当初予算で事業計画策定の 機関となる会議に係る経費として交渉費を要求しているところであります。

次に、議員御質問の2点目のニーズ調査のための経費について、平成25年度当初予算で計上を考えているかについてでありますが、議員の御質問の中にもありましたし、さきに若干触れさせていただきましたとおり、平成25年度中に子育て中の家庭の状況把握や実施しております子育て支援策の評価などについて、国から調査の基本指針が示されますので、それを受け、町としてもニーズ調査を実施する計画であります。その経費として、平成25年度当初予算に調査

及びデータ集計等分析に係る経費として委託料を要求しているところであります。

子供や子育て中の家庭支援のための施策が大きく変化する節目の時期を迎えています。安心して子供を産み、育てることができるまちづくりの実践を行うための事業計画策定に係る取り組みが平成25年度から始まるものであります。議会の御協力も得ながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長(谷口鈴男君)

10番 大沢まり子さん。

10番(大沢まり子君)

明快な御答弁ありがとうございます。

今回の子育て支援策、これは先ほどもおっしゃられました消費税増税に伴って予算が充てられてまいりますので、現場の状況をしっかりとニーズ調査で把握した上で御嵩町に合った事業計画、またしっかりと町民が納得できるような施策を立てていただきたいというふうにお願いし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、2点目の小型家電リサイクル法成立を受けての質問をさせていただきます。 レアメタルなどの回収・リサイクルの取り組みについてお伺いをいたします。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法、またの名を使用済み小型電子機器等再資源化促進法が我が党の主導により本年の12年8月に成立をいたしました。そして、来年の4月から施行となります。

現在、小型家電に含まれておりますレアメタルや貴金属は、多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されておりますが、この法律により市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることになりました。新しい制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル業者が柔軟に連携をして、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっております。

そしてこの法律の目的は、1つ目には、希少金属であるレアメタルなどの鉱物資源の確保、 2つ目には、鉛などの有害物質の環境リスクの管理、そして3つ目に、最終処分場への埋め立 ての廃棄物の減量化の3つの視点を踏まえた循環型社会形成の推進を目的としております。

既に、小型家電のリサイクルが一部の地域や品目において先行的に行われており、その先行的取り組みを生かしながら、地域の実態に合わせた形でリサイクルを実施する促進型制度の取り組みを全国的に広げていく方向になっております。対象品目につきましては、現在、御嵩町

では黄色いごみ袋を使用し、燃えないごみとして回収日に出しておりますが、小型家電リサイクル法は、主に一般廃棄物である小型家電のリサイクルを促進させる制度であり、一般廃棄物の中の対象品目は、各自治体によって自由に選択することができるとされています。主に、一般家庭を対象に自治体で回収し、処理事業者は国の認定を受けた認定事業者となっております。使用済みの小型家電の回収を実施し、普及啓発を図るのは市町村の責務となっております。回収方法については、ボックスでの回収、ピックアップ回収、ステーション回収、イベント回収など、多くの自治体でモデル事業が実施をされております。

ここでお伺いいたします。

1つ目に、御嵩町としましてはレアメタルなどのリサイクルに関し、どのような方法で回収に努められていかれるでしょうか。

2つ目に、国の財政支援としては、環境省が平成24年度事業で小型電子機器等リサイクル社会実証事業を実施しております。また、平成25年度においても新しい制度に参加した市町村に対して、円滑に実施できるように回収ボックスやコンテナを購入した際の初期費用の援助、またランニングコストについては地方交付税に算入するなどの支援措置が予定されているようであります。このような国の支援を活用し、回収事業を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

議長(谷口鈴男君)

民生部長 田中康文君。

民生部長 (田中康文君)

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

御質問は小型家電リサイクル法の成立を受けての町の対応と、国の補助の活用についてであります。

まず最初に、小型家電リサイクル法でありますが、正式名称を使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律といいますが、この法律の内容について簡単に御説明させていただきます。

この法律は、平成24年8月10日に公布され、法律の施行月日は公布の日から1年を超えない 範囲内において政令で定める日から施行することとされております。

この法律の詳細部分につきましては、年明けの1月ごろに省令の公布、基本方針やガイドラインの公表、地方説明会が予定されており、詳細な部分につきましては、今後、示されてくることとなっております。

議員御指摘のとおり、小型家電リサイクル法の目的としましては、1点目が使用済み小型電子機器等に利用されている鉱物資源である貴金属レアメタルなどの確保、2点目が鉛などの有

害物質の環境リスク管理、3点目が最終処分場への埋め立ての減量化の3点であります。この 視点を踏まえ、都市鉱山とも呼ばれる小型電子機器等に含まれるレアメタルなどの金属資源を 回収するとともに、適正なリサイクルを行っていくことを目的としています。

基本的な考え方につきましては、既に携帯電話など小型家電のリサイクルが一部の品目において先行的に行われており、この先行的取り組みを生かしながら、これらの取り組みを全国的に広げていくという基本的な考え方に立ち、全ての関係者に対して義務化することよりもさまざまな取り組みを包含していくというほうが望ましいとの考え方により、使用済み小型電子機器等のリサイクルを促進させる制度であります。

小型家電リサイクル法の対象品目は、中央環境審議会における小型電子機器リサイクル制度 のあり方についての第1次答申において、96品目が候補として上げられておりますが、今後、 対象品目につきましては、政令で定められる予定であります。

この法律における国の責務は、使用済み小型電子機器等を分別して収集し、再資源化を促進するために必要な資金の確保や、再資源化に関する研究、開発の推進及び事業推進のための広報活動等を行うよう努めなければならないとしていますが、資金確保に係る市町村への支援の内容につきましては、現在のところ詳細は示されておりません。また市町村の責務は、市町村の区域内における使用済み小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、収集した使用済み小型電子機器等の再資源化計画を作成して、国の認可を受けた事業者もしくは使用済み小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないこととされています。

さらに、市町村が収集した使用済み小型電子機器等を引き渡すこととなる認定事業者につきましては、広域における収集を行う必要など制度の推進を図ることから、一般廃棄物の収集、 運搬及び処分を行う場合は、廃棄物処理法の規定により、当該事業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりませんが、廃棄物処理法の特例を設けて使用済み小型電子機器等の再資源化事業計画を作成して、主務大臣の認定を得た者はこれを業として実施することとされています。

使用済み小型電子機器等を市町村が主体となって回収を行い、市町村は認定事業者等と契約を行い、資源のリサイクルを行うものであります。市町村における回収方式としましては、先ほど御説明がありましたが、回収箱を増設して回収するボックス回収、ステーションごとに定期的に行う資源回収に合わせて回収を行うステーション回収、一般廃棄物の回収に合わせて回収し、回収した一般廃棄物から使用済み小型電子機器等を回収するピックアップ回収、集団回収による集団回収方式や、清掃工場への持ち込みなどが想定されています。

この事業を実施する市町村のメリットとしましては、一般廃棄物処理施設における1点目と

して、破砕処理コストの削減、2点目として焼却処理コストの削減、3点目として埋め立て処分コストの削減、4点目として薬剤処理コストの削減などが上げられています。

続いて、国の補助制度につきまして御説明いたします。

環境省が平成24年度事業で、小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の公募を行っています。今年度の申し込みは10月31日で終了しています。公募の要件としましては、小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域として申請しているか、または認定を受けている地方公共団体であります。申請を行うと、環境省廃棄物リサイクル対策部の中の審査委員会により、本事業の評価基準に照らして地方公共団体の選定が行われます。選定をされますと、使用済み小型電子機器等の回収体制を整備するための回収ボックスの設置費用や、広報、広告費、ごみカレンダーの印刷費の全部、または一部が支援されることとなります。

また、国の責務の中で、再資源化を進めるために必要な資金の確保の措置を講ずるよう努めなければいけないこととなっており、市町村のイニシャルコストやランニングコストを負担することが考えられていますが、詳細については現在のところ示されていない状況であります。

実証事業の公募要件となっております小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域は、 平成24年3月9日に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案が閣議決定され たことに伴い、積極的に広域的な使用済み小型電子機器等のリサイクルに取り組んでいる地域 を小型電子機器等リサイクル構築協力地域として、環境省大臣幹部を廃棄物リサイクル対策部 長が認定することにより、これから使用済み小型電子機器等のリサイクルに取り組もうとする 地域の見本とすることを目的として、平成25年12月末まで公募を行っています。

認定には、使用済み小型電子機器等の回収から運搬、中間処理、有用金属の回収に至るまでのフロートを記載した小型電子機器等リサイクルシステム構築協力事業計画書の作成が義務づけられています。

次に、御嵩町における現在の小型電子機器等の処理方法について御説明申し上げます。

小型家電リサイクル法の対象品目のうち、既に資源有効利用促進法に基づくリサイクルルートがありますパソコンと、自主的なリサイクルルートがあります携帯電話を除いた使用済み小型電子機器等につきましては、不燃物として黄色いごみ袋、または粗大ごみとして毎月1回収集を行っております。収集された不燃ごみは一般廃棄物処理施設、ささゆりクリーンパークの不燃物処理施設で処理が行われています。ささゆりクリーンパークは、全国に先駆けた全量溶融処理に取り組み、ダイオキシンの完全分解と重金属の無害化に取り組んだ施設により事業を運営しております。施設に搬入されました不燃ごみにつきましては、缶、瓶類等資源物の選別を行い、それ以外は破砕処理を行っております。破砕した後、磁石により鉄などの金属とそれ以外の金属に分類いたします。磁石に反応しない金属につきましては、溶融メタルとして取り

出し、有価物として入札により販売しております。平成23年度実績で1,800万円以上の売却収益となっております。

それでは、1点目の御質問であります小型家電リサイクル法の成立を受けての町の対応と、2点目の国の補助の活用についてでありますが、御嵩町において小型家電リサイクル法に基づく収集を行おうとした場合、対象品目の選定や収集する方法にも大きく左右されますが、これに係る収集及び運搬、並びに集積場所の確保等に費用が必須となってまいります。また、この制度は認定事業者制度をとっており、広域で回収することなど、事業として成り立つのか、あるいは排出市町村が処理費用を負担する必要があるかなど課題も生じてまいります。

当町の小型家電リサイクル法への対応及び国の補助制度の活用につきましては、現段階では、 法制度全体がまだ不透明な部分がありますので、ささゆりクリーンパークにおける利用状況を 踏まえまして、管内市町村と連絡、情報交換をしながら費用的にも負担が少なく、最良の方法 について引き続き調査・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申 し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長(谷口鈴男君)

10番 大沢まり子さん。

10番(大沢まり子君)

ありがとうございます。

ガイドラインとか詳細がまだであるということも含めまして、今後、研究していただき、また広域ということでも御嵩町は近隣は広域での収集が既に行われていますので、御嵩町単独というのはなかなか難しいことかもしれませんけれども、前向きに研究していただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

24時間健康相談事業、この事業の導入を求めて質問させていただきます。

執行部の皆様は、このような健康ホットライン24というのを御存じでしょうか。また活用されてみえますでしょうか。これは、岐阜県市町村職員共済組合が民間会社に委託をして導入している事業であります。この事業は、組合員と配偶者及び被扶養者を利用対象者として24時間、年中無休で電話での健康についての相談を受けていただくものであります。

この24時間体制の健康、介護、育児などの電話相談に対し、医師、保健師、看護師、助産師がわかりやすくアドバイスをしていただけるものであります。医療機関の情報提供や介護、シルバー情報の提供も受けることができます。

健康への不安、それはどなたでも持っております。病気やけがはいつどこで引き起こされるかわかりません。また、核家族化、ストレス社会、高齢化など、社会情勢の変化の中で健康に対するニーズも変化をしてきております。職員の皆様も大変な中でお仕事をされ、体調を崩される方もお見えになるかと思います。そんなとき、この電話相談、活用されていますでしょうか。半月ほど前に、このようなお話をしたところ、あら、そんな話は聞いたことがない、知らないと言われる職員の方もおられました。暮らしの安心につながる大変すばらしい事業だと考えております。職員の皆様方にしっかりと周知徹底をしていただき、活用されるようお願いをいたします。担当部長の見解をお伺いいたします。

そして2つ目に、この24時間健康相談事業は、先進的に実施をされているところでは大変好評だと言われております。例えば兵庫県伊丹市では、軽い症状の患者の方が夜間や休日でも気軽に救命救急を利用するコンビニ受診と言われるものを減らし、医師への負担軽減につなげようと、2008年の7月からダイヤル24、これを開設いたしました。1年後の検証では、市の消防局への緊急性の低い電話件数が3割減る効果があったとされております。また、三重県松坂の広域消防組合では、緊急性のない119番通報が減少したとの結果も出ております。ダイヤル24の稼働により、住民が安心して医療相談できるようになったことが、救急車の適正利用に結びついているようだとの消防長のお話もございます。また、神奈川県の厚木市では、電話相談によって受診しないで済んだケースが5割近くあった。相談窓口の設置の効果はあったとしております。ぜひ、御嵩町におきましても、町民を対象とした24時間電話相談事業を実施し、生活の安心、休日夜間の救急受診や救急車の適正利用につなげていただきたいと考えます。担当部長の御見解をお伺いいたします。

3点目に、心の体温計の導入についてお伺いをいたします。

心の病と言われる鬱病や、躁鬱病の患者は、16年前の1996年においては全国で43万人、2008年までのその12年間で2.4倍の約104万人に急増しております。日本精神神経学会などの4学会の共同宣言によりますと、鬱病を初めとする精神疾患は、先進諸国ではがんや心臓疾患と並ぶ三大疾患で、その対策は国家政策の最優先課題でもあり、我が国でもがんについて重大な社会的損失をもたらし、国民病ともいうべき疾患とされております。

次いで、この病気によって引きこもり、不登校、更年期障害、自律神経の不調、さらには産後鬱、児童虐待、対人恐怖症などから、働きたくても働けない状態となり、休職、そして退職される方もあります。今まで元気に仕事をされていた方が何かの原因で仕事も手につかず、自分をコントロールできなくなってしまうのです。決して特別な方がなる病気ではなく、皆様の身近にも私の身近にもお見えになります。元気な御嵩町をつくる人材、人の宝のためにも鬱病への対策に取り組んでいただきたいと考えます。

鬱病対策としては、知識の周知や相談窓口の設置、そして早期発見、早期治療、リハビリや 復職支援などが大切ではないでしょうか。御嵩町においては、相談事業などを行っていただい ているところでありますが、さらに携帯電話やパソコンから気軽に、いつでも心の健康ぐあい をチェックできる心の体温計なるものを御嵩町のホームページから提供できないものでしょう か。

心の体温計は、自分の心の状態を確認するもので、人間関係や生活の充実度など、13項目の質問にゲーム感覚で答えるだけで利用者の心理を判定、結果は利用者自身をあらわす水槽で泳ぐ赤い金魚や、社会的ストレス度を示す猫などの複数のキャラクターと、落ち込み度にしたがって濁っていく水の透明度として表現をされております。ストレスや落ち込み度に応じて、金魚や水槽の猫が変化するようになっていて、利用者は目で、視覚で心理状態を確認することができます。また、身近な人の心の状態をチェックする家族モードや育児ストレス度などを調べる赤ちゃんママモードもあります。それぞれの結果判定の画面で、町や県の相談窓口や専門病院などの連絡先を紹介するものであります。昨年、この事業を実施されました兵庫県丹波市では、1カ月に8,000件に及ぶアクセスがあったそうです。また、奈良県の大和郡山市では、9月の自殺予防月間には、全世帯にチラシを配布されたそうです。広報、回覧などを見る機会の少ない若者に対してアプローチをして心の体温をはかるように、ちょっと疲れたなと思ったら心の体温をはかりましょうと呼びかけ、町民の心の健康を守る相談窓口の利用や病院に行くきっかけとなり、とうとい命を失うことのないようにと願って、ぜひこの心の体温計の導入を願うものでございます。御見解をお伺いいたします。

議長(谷口鈴男君)

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長 (鍵谷昌孝君)

それでは、大沢議員の御質問にお答えをしたいと思います。

その前に、昨日、毎年秋に行っております職員の人間ドックの結果がありまして、幸い私は Cということで、昨年のDからCに上がって、ほっとしておるところでありますが、それと連 動して、毎年メンタルヘルスチェックというのが、イエス・ノー項目で50近い項目に対して答 えるものでございますが、これも大変よかったということで安心をしておりますけれども、御 嵩町の役場ではメンタルヘルスが侵される職員もありまして、これは対応を誤ると大変長引く ということで、これはやっぱりけがとか病気と違いまして、本当に初期の対応が非常に重要だ ということで、毎年、メンタルヘルスの講座も保健師を入れてやっておるということでござい ます。

それで、本題に入ります。

この御質問の健康ホットライン24は、岐阜県市町村職員共済組合が市町村職員やその配偶者、被保険者を対象に行っているものでありまして、その内容は御説明でもありましたように、24時間、年中無休で健康医療相談、メンタルヘルスカウンセリング、医療機関や介護などシルバー情報の提供を電話や面談、ウェブを使って通話料や相談料無料で行っているものであります。共済組合に確認したところ、平成12年当初から実施をしている制度でございまして、相談の記録も残っておるということでございました。また、メンタルヘルスカウンセリングにつきましては、平成20年度から行っておるということでございます。昨年度の岐阜県の対象組合員は約2万2,500人おりますが、単純に組合員の数だけの利用率を見ますと、12%に当たる2,856件の相談があったということでございます。また、そのうちでメンタルヘルスのカウンセリングは、約50件あったそうであります。共済組合の担当者に確認をしましたが、本町の職員や、家族からの相談があったかどうかにつきましては、個人情報ということもあり教えてはいただけませんでした。

この健康ホットライン24につきましては、毎年、職員に配布されている共済事業ガイドブックや月刊誌「共済だよりぎふ」の中に紹介ページで掲載をされておるところでございます。また町では、課長会議の場で先ほども言いましたようにメンタルヘルスについて、保健師による講話を実施し、その折にも健康窓口ということで紹介をしておりますが、今、議員おっしゃいましたように、職員の中にまだ知らない者もおるということでございますので、今後は積極的にイントラネット等で職員に周知・啓発を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長(谷口鈴男君)

民生部長 田中康文君。

民生部長 (田中康文君)

それでは、御質問の24時間健康相談事業の導入についてお答えをさせていただきます。

現在、この24時間健康相談を実施し、岐阜県の市町村共済組合が加入している企業は、東京にある民間救急センターとして、平成元年に創立され、医師、看護師、助産師など医療専門家による24時間体制の相談や支援の体制を導入している企業で、地方公共団体、企業、個人を対象に会員制での運営が図られています。企業を創立し、相談サービスの提供を開始してから今日まで、約1,350万件の利用があったと言われています。

平成5年からは医療相談、情報提供サービスに加え、メンタルヘルスサービスの提供も開始 しており、核家族化、高齢化の急激な進行、さらにはストレス社会と言われている情勢の中で 自身の健康や子供、家族の健康について不安が募っている状況にある可能性は否定できません。 こうした中、問題として表面化しているのが、ちょっとしたけがや病気に対して適切な判断が できず、慌てて救急車を呼び、救急外来として病院にかかる救急車のタクシーがわりの利用、 さらには、みずから救急指定の病院へ救急外来として受診に行くコンビニ受診、またはウオー クイン受診の傾向が都市部を中心に見られるようになり、本当に救急車を必要とする人、救急 受診をしなければならないような重篤な状態の患者の搬送や救急病院での治療に支障を来す事 態がクローズアップしてきている実態もあります。

管内では、今日までに大きな問題事案は発生していないと認識しておりますが、平成22年10月26日に、軽傷者の救急搬送の増加傾向に対しての対応、小児科に多い状況のウオークインによる緊急受診の傾向が強くなる上に、高度医療機器と人材を確保し、患者の受け入れを拒まないとして、医療活動を展開している美濃加茂市木沢病院への患者の一極集中の改善を図るため、地域の開業医である1次医療機関及び救急体制もとる病院である2次医療機関、木沢病院、中濃厚生病院、岐阜大学病院などの3次医療機関の役割の明確化、さらには管内の医療機関で組織し、行政からの負担金で運営している可茂地域病院群輪番制病院による円滑な患者受け入れなどを共通の認識とするため、可茂地域の医師会、保健所、消防行政、行政の保健衛生担当部署などで構成した可茂地域における救急医療を考える会を立ち上げ、消防を中心に情報を発信する体制を管内でとることの再認識を行うと同時に、救急車の適正利用、医師への負担軽減に取り組む体制づくりを行っているところであります。

この24時間健康相談事業は、全国の市町村でも導入に向けた検討が進められているようで、現在、自治体として住民対象に実施している数は70自治体であります。岐阜県では、高山市、飛騨市、白川村が合同で法人会員となっている状況ですし、岐阜県市町村職員共済組合も法人会員となっております。議員の御質問の中で、この24時間健康相談により、気軽な救急車の利用の抑制、不安に取られたウオークイン受診の事前相談対応による減少効果の事例をお示しいただいたわけですが、導入による効果はあると感じております。

ここで、可茂消防による救急車の出動状況を見てみますと、平成23年度の管内総出動件数は、7,144件で、うち御嵩町の出動件数は672件、うち急病が410件となっており、その詳細は分析できておりませんが、急病として救急出動する件数のうち何件かはこうしたサービス利用で減少できる可能性はあると思っております。

そこで、仮に当該事業を町が実施する、すなわち法人会員となり、業務委託契約を結び、住民の健康相談等24時間対応できる状態をつくったとすると、300万円ほどの年間経費が必要となると概算しております。当該事業の法人会員となり24時間健康相談を既に実施している地方自治体の住民の健康相談窓口の利用状況は、世帯数の15%から20%であるとのことで、これを御嵩町に当てはめてみますと、世帯数が約7,000世帯であり、およそ年間1,000件から1,400件程度の相談利用が見込まれます。この効果がどの程度あるのか、また近年、当該健康相談サー

ビスを生命保険加入の付加サービスとしている生命保険会社もあり、生命保険加入者の個人としての選択の問題もありますが、次第に体制は整備されつつあること、さらに我々地方公務員のように共済組合が法人会員となり、加盟組合員本人及び配偶者、被扶養者が相談サービスを受けることができるように、世帯主が就労している会社、あるいはその共同互助会などで法人会員となる場合もあり、体制も整いつつありますので、御嵩町における24時間健康相談事業の導入につきましては近隣市町村、殊に可茂地域の救急医療を考える会に参加の市町村の動向に注視しながら、今後の方向性について調査、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、議員御質問の要旨の中で、メンタルヘルス相談について触れていただきましたが、メンタルヘルス相談については、1件当たりの相談時間が長くなるということもありまして、24時間健康相談の中には含まれておらず、別途での契約が発生するとのことであります。

次に、議員御質問の2点目の心の体温計の導入についてでありますが、メンタルヘルス相談について当該企業と委託契約を行った場合の経費については、精査を行っておりませんが、非常に安価で簡易的に、みずからの心の健康状態についてパソコンや携帯電話でチェックできるシステムとして、広く活用されているものが心の体温計と称されるものです。

ちなみに、心の体温計について若干御紹介を申し上げますと、システムを導入することとした市町村に単独のウェブ上のURLと携帯電話用のQRコードが配付されます。例えば御嵩町が導入しようとした場合、心の体温計御嵩版ホームページを開発企業が準備し、そこへのアクセスとなるわけで、御嵩町のホームページ用に心の体温計という項目を設け、そこをクリックすれば御嵩町版心の体温計ホームページにつながり、簡単な回答項目やチェックリストに自身の状況を入力すれば、自分自身をあらわす赤い色の金魚や、社会的ストレスをあらわす猫や、対人関係ストレスをあらわす黒い色の金魚及び透明度によって落ち込み度をあらわす金魚鉢やその他ストレスをあらわす鉢の中の石の変化によってストレス度、落ち込み度が簡単に確認できるとともに、相談機関や医療機関を紹介できるものとなっております。この本人のストレスチェックに加え、マタニティーブルーの状態や育児疲労の状況等を確認できる赤ちゃんママモード、家族の心の健康について身近にいる方がチェックできる家族モードもあり、ストレス社会と言われる昨今の状況、鬱病患者数の増加、さらには自殺者の増加に対し、予防的役割が期待できるシステムと言えます。

なお、全国でこの心の体温計を導入していて公表を了解している自治体数は94自治体で、岐阜県では、本年5月に多治見市、8月に土岐市、山県市が導入している状況であります。議員御指摘のとおり、厚生労働省が3年ごとに全国の医療施設に対して行っている鬱病患者調査によりますと、16年前の平成8年の患者数43万3,000人に対し、平成20年度に実施された調査では、およそ2.4倍の104万1,000人が患者数として報告されていますが、医療機関での受診の実

熊は低く、実際に心の健康を害している方の数はさらにふえるものであると言われています。

鬱病や自殺死による社会的損失は若干データ的に古くなりますが、平成21年度の試算として、自殺や休業による労災給付費、鬱病による医療費、働きたくても働けないことによる稼働所得、就労不可による社会保障費など、2兆7,000億円の損失が発生していると厚生労働省の調査報告が出されています。このような社会的損失を防ぐことはもちろんのこと、患者となられた方やその予備軍的状況の方を早期に発見し、適切な措置を講ずることが今求められているところであると言えます。

こうした状況をできるだけ打破するために、平成12年から始まった21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本21において、休業の必要性、心の健康づくりに指針を示し、心の健康を維持するための生活習慣等について普及啓発が行われているところであります。

町でもこの健康日本21を受け、平成21年3月に策定した御嵩町健康増進計画において、鬱病の予防と早期発見を支援し、治療やコントロールがスムーズに行われるような支援を実施し、罹患率を減らす取り組みを行っております。精神保健福祉士による年12回の精神保健福祉相談、年1回ではありますが、保健所の巡回相談として精神科医による心の相談、保健師による家庭訪問、ケース会議、相談業務を随時実施し、鬱症状の改善や医療機関等との連携で自殺に至る流れを逃がさない予防対策を実践しているところであります。

これに加え、本年度、岐阜県自殺予防緊急対策事業費の助成を受け、パンフレット等を作成し、広く啓発活動を行っているところであります。民間企業が大学病院などと共同研究、共同開発した心の体温計の導入につきましては、本年度と同様に岐阜県自殺予防緊急対策事業費の助成を受け、平成25年度から実施できるよう補助金交付の希望調査において回答をしたところでありますし、町の平成25年度当初予算の中でも必要経費を予算要求しているところであります。補助事業として、心の体温計のシステムの導入及び啓発用印刷物の配布に係る経費が助成対象事業として採択され、当初予算で予算が確保できる状態となれば、できるだけ速やかに導入及び稼働作業、並びに啓発活動に着手したいと考えているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長(谷口鈴男君)

10番 大沢まり子さん。

10番 (大沢まり子君)

大変細かな御説明ありがとうございます。

予算が通れば実施していただけるという御答弁がございました。本当に、皆様が健康で健や

かにお仕事に励まれますよう、こういったものをしっかり活用していただきまして、職員の皆様も健康ホットライン24も活用していただいて、しっかりとまたお仕事に励んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長(谷口鈴男君)

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

続きまして、6番 山田儀雄君。

6番(山田儀雄君)

ただいま、議長から一般質問のお許しをいただきましたので、提出してあります私、2項目 になりますけれども、御質問を簡潔にしていきたいと思います。

初めに、防災の観点から避難道路の新設についてであります。

昨年9月20日に発生しました台風15号に伴います豪雨は、特に御嵩町東部の上之郷地区での 国道、県道、町道と河川に甚大な被害をもたらしました。その復旧も1年を経過しまして、大 方の復旧が終わり、国道と河川の一部を残すだけとなりました。このことにつきましては、定 例会冒頭、町長の挨拶の中で、町単独事業の終了と、国・県事業の復旧状況について詳細に述 べられております。

この豪雨災害では、上之郷地内を東西に走ります国道21号線に南北につながります道路でありますけれども、県道が2路線、町道が4路線、全部で6つの路線がありますけれども、その全ての路線で土砂崩れ等によりまして通行どめなどの規制がかかり、一時的には孤立といった地区もありました。そうした状況の中で、地域住民の方々は唯一被災の少なかった上之郷19号線、エコロードでありますけれども、これを避難道、通勤通学路として利用されていた経過がございます。

この上之郷19号線、エコロードでありますけれども、これは、新丸山ダム建設に伴います資材運搬道路としまして、平成20年3月に供用が開始されました。また、その20数年前になろうかと思いますけれども、この地域に住宅団地造成計画がなされています。その折に、地元の小原自治会でありますけれども、ここから団地につながります道路の新設要望が提出されております。この住宅団地造成計画は頓挫しましたけれども、形を変えて資材運搬道路として整備がなされたわけであります。当時の小原自治会の要望でありますけれども、小原地区の樋ヶ洞地区からエコロードまでにつながる道路の新設でありまして、その延長は200メートルであります。要望の背景には、小原地区の主要道路といいますか国道へ出る主要なもの、主要道路であります三反田切木線でありますけれども、この道路、かなり冬季に凍結しまして、事故の多発している状況もあります。そんな背景もありまして、要望が出てきておると考えております。

今回、新設を希望します現場でありますけれども、全て山林でありまして、かなりフラット

な地形であります。以前に、防災道路として整備されました赤坂地区がありますけれども、全長300メートルということでありまして、その延長よりもかなり短くて、比較的整備がしやすいように感じております。御嵩町総合計画に位置づけられております安全で安心できるまちづくりの観点からも、防災道路整備に係る国・県などの補助をいただいた中で、防災避難道路として新設することについて伺いたいと、こう思います。

次に、上之郷地域活性化についてであります。ことしの9月4日付で上之郷自治会会長と消防団第1分団分団長の連名によりまして、町長と議長に上之郷活性化に関する要望書が出てまいりました。この内容でありますけれども、地域の中心地において、最近、農協の移転や小売店、飲食店の閉店が相次いでおり、当地域の活性化を考えたとき、旧農協の跡地は民間にわたることなく町で買い取ることであり、その利用については消防団第1分団車庫詰所の移転と今後の防災に備えた防災センターなどの設置であります。現在の車庫、詰所でありますけれども、昭和56年に設置されまして、三十有余年たっておりまして、かなり老朽化、手狭になってきております。

先月、御嵩町防災アカデミーの修了式がありまして、44人が町長から修了書をいただきました。その席で町長が、きょうをスタートの日として、今後の地域防災の協力依頼と防災センターの設置について触れられました。その後の私見では、防災士がかなり誕生したと思われますし、先ほどの総務部長の話でありますと、来年度もこれを継続していくということでありまして、かなりの防災士も出てくると思います。ぜひ、そうした防災の活動拠点となります防災センターだけではなくて、複合施設的な考えでおりますけれども、設置をしていただくためにも、町でこの跡地を何とか買い取っていただける方向について、見通しなどについて町長にお伺いしたいと思います。以上でございます。

議長(谷口鈴男君)

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長 (渡邊公夫君)

健康の面では、若干、鍵屋部長にはこの1年楽をさせ過ぎたかなと反省をしながら、今後しっかりと働かせようというふうに思っておりますが、山田議員の御質問にお答えをいたします。まず避難道路の新設についてということでありますが、まず新丸山ダム資材搬入道路いわゆるエコロードについては、大変多くの紆余曲折があった道路であることは山田議員も御承知のとおりであります。井尻に計画されておりました住宅団地開発とあわせて建設ということで、複数の計画案がございました。団地開発計画の撤退後は路線は確定したものの、一部産廃処分場の計画事業者の所有地であったということで、実現がなかなかできなかったものであります。当時、私、議長をやっておりまして、業者からの御指名もありましたので、交渉とお願いとい

う場をなぜか当時の柳川町長のかわりにさせていただいたと。その結果、用地買収に応じていただき、エコロードの完成を見たということになります。しかしながら、この後で質問が出てきます大久後トンネル以降については産廃処分場の凍結という言葉がネックになり、それ以上前には進まなかったという現状がございます。

平成5年、まだ住宅団地計画の生きている状態で、当時の平井町長から地元に対して住宅団 地開発とあわせて取りつけ道路建設の念書が出されております。しかしながら、この念書につ いては、団地計画開発断念によって効力は失っていると、行政としては今そう判断させていた だいております。これがこれまでのエコロードについての条件等々、付随した条件等々につい ての解釈であります。

昨年の町長選挙後、上之郷地区の集落の災害時の孤立化についての議論を始めました。そのさなかに起きたのが、9・20豪雨災害でございました。2つの驚きがございました。余りにも議論を始めたタイミングが合っておりましたので、やはり現実に起きたということを感じました。そしてもう1つは、その時点で全く想定できなかった次月地区が孤立化したということであります。ということは、どのような条件のところであれ、孤立化する可能性は必ずあるという観点が必要であると。またそうした場合に、どのような対応をしていくのかということに対してのシミュレートをしっかりしていくことが結論として得られたということを考えております。

被災時には、情報の提供をどのようにするのか、また落ちついた段階でいち早く復旧の優先順位を間違えずしていくか、これが大切なこととなります。ハード面についても、事前にできることについては、やるべきだと現段階では考えております。

議員、御指摘の小原からエコロードへのアクセスについてでありますが、まず整備の優先順位なるものはつけてはおりませんけれども、基本的に新設というよりは2級町道でありますけれども、内門・山田線の改良が現実的ではないのかなと考えております。この内門・山田線というのは、調べますと大変多くの災害被害が出ているわけですけど、この路線については、崩落などの被害が出ていないという報告を受けておりますので、そういう意味では安全性も高いのではないかと考えております。今後、こうした孤立化する地域、多少大回りになって不便になるかもしれませんけれども、孤立化を避けることのできるような施策を考えてまいりたいと思います。

山田議員の提案されましたコースの地権者は、ほぼその大半がトヨタホームの所有地となっております。こうした民間の開発業者をお持ちですと、条件としてどういう条件が出てくるかはわかりませんので、これも含めて調査をしてまいりたいと考えております。また、整備の際には、その財源は社会資本整備交付金など最も有利な財源を用いて整備をしてまいりたいと考

えております。

次に、防災センターの質問にお答えをしたいと思います。

まず山田議員、大変防災について御心配をされているということ、現役の職員の時代にも総 務関連をやってこられましたので、現実的に考えておられるということは非常に心強く感じて おります。

御嵩町全般では、ハード事業をソフト事業でカバーしていくという手法を、これはまちづくりに関しても大変多く用いてきたと。しかし、先ほどの質問の中でも言いましたように、昨年の3月11日以降、私もそうですし、一般の方々もそうなんですが、潮目が明らかに変わったと感じております。七ヶ浜へ議員の皆様にもぜひ行っていただきたいと。予算はつけますよという形で行っていただいたわけでありますが、目的の2つについて申し上げますと、まずは被災の実態を見ていただきたいということ。そして、2つ目が私の意図したところは一言で無駄と片づけてしまう施設、これも生きるものがある、存在感を示すものがあるんじゃないですかという、そういう意味での問いかけをさせていただいたと。防災、防災と言うのは簡単なんですけど、少なくともソフト事業だけではいかんともしがたいという事案は発生しますので、ある程度お金をかけても施設整備等々も考えていかなきゃいけないと。耐震化もそうですし、御嵩町にはない施設については、必要性を論じていく必要が大いにあるという考え方が昨年の3月11日以降、芽生えてまいりました。

私自身、七ヶ浜のボランティアセンターとして使っておみえになる施設を見て、本当に感じました。多分、屋根つきゲートボール場ですが、平常時に御嵩町であれを計画したなどと言えば、議員の皆さんに多分お叱りを受けるだろうということを感じました。しかし、ボランティアセンターとして使っておみえになる。また、女性の星さんという方ですが、説明をお聞きして、これがあったからボランティアを受け入れることができたと言われた際に、本当に無駄なものってこの世にあるんだろうかということも感じましたので、そういう意味では、その必要性というものがどの次元であるのかということを十分議論をする必要がある。一言で無駄と片づけてしまっては、私は行政としての責任を放棄するものであるのではないかということも感じました。

現段階では、上之郷自治会長会と消防団第1分団長からの連名でいただきました上之郷地域活性化に関する要望書と私の思いというものは、ある程度合致をしております。その思いと相まって、先ほども申し上げたように、山田議員もおっしゃられたように、名称はともかくとしまして、多目的施設の設置を考えております。できれば、平常時は伏見にも中にも御嵩にも健常なお年寄りがお集まりになって時間を過ごす場所は設置がしてありますけれども、上之郷にはそれがございませんので、そうした日常的な使用がしていただけるような、そういう意味で

の複合的な施設、万が一ということは起きてはならないわけですけど、万が一のときにはそうした形での防災関連で使っていけるような内容も含めて、そうした施設の整備については、真剣に考えていかなければいけないというふうに感じております。話の中では、そんな遠いところじゃだめだとおっしゃる方もあるんですけれども、この御嵩町の中心地には亜炭廃坑が、全てが明確にはならないような状況で存在しているということはわかっておりますので、どこでどのような被害が出るかはわかりません。そういう意味では、西の端のほうか、東のほうへ行かざるを得ない。七ヶ浜のボランティアセンターも町なかからかなり離れたところでありましたので、むしろそういう部分のほうがいいのではないかという考え方もしておりますので、上之郷の現在のあの土地については、十分検討の余地があると、計画していく価値があると考えております。

現在は、御嵩町としてあの土地の価格の調査をしている段階であります。その用地取得の価格について納得できるものであるとしたなら、あゆみ館であるとか、駅前の駐車場の用地取得の際と同じく、開発公社での取得を考えております。その際には、議会の皆さんにも当然、御相談をさせていただきます。開発公社での取得をなぜ考えるかといいますと、今、現在ある制度でいきますと、社会整備交付金、これは上物もまた底地の部分も補助対象になりますので、非常に有利な補助金ということになってくる交付金でありますので。そうしたものを使っていくことによって、町の負担が軽くなるのではないかということを考えております。いずれにしましても、今、運動されております衆議院の選挙の結果によっても、こうした考え方等々については変わってくる可能性がありますので、選挙結果に注視しながら政権をおとりになる政党の方針等々については、しっかりとアンテナを立てて、御嵩町にとってどのような形が一番有利になるのかを考える基本とさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆さんもぜひ国会議員の方に物言える立場になっていただいて、いろんな形での情報の収集をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[6番議員挙手]

議長(谷口鈴男君)

6番 山田儀雄君。

6番(山田儀雄君)

ただいまは前向きな答弁ありがとうございました。特に、2点目のほうの農協の跡地のほうの関係でありますけれども、これは相手のあることでありまして、そんなに時間は待ってくれないと思っています。そうした中で、現在、単価等を詰められているということでありますけれども、我々も何とか今おっしゃったような形で進めていけるとありがたいと、こう思ってい

ますので、よろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。以上でございます。

議長(谷口鈴男君)

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻を午後1時といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時01分 再開

議長(谷口鈴男君)

休憩を解いて再開をいたします。

午前に引き続きまして、一般質問を続けます。

2番 山口政治君。

なお、質問につきましては、一問一答方式で行われます。

2番(山口政治君)

お許しをいただきましたので、町道、県道の草刈り等維持管理について、それと丸山ダム下流にかかるのぞみ橋について伺います。

まず町道ですが、国道より奥に入った町道等は最寄りの自治会等で年間約二、三回、草刈り等の作業を行っております。そのほかにも落石や倒木等で道路の通行ができない場合には、その都度、撤去、片づけ等を行っております。自分たちの大事な生活道路ですので、当然の作業だと思ってやっておりますが、これらの作業は基本的には地元自治会全戸の参加をもって作業をしておりますが、高齢化や独居等、年々参加人数が減りまして労力不足から道路の境界ぐいぎりぎりまで刈っておりました草刈りも、年々車道部分だけになってきて、道幅もかなり狭くなってきました。このままの状態では、適正な道路の維持管理ができなくなるかと思います。

そこで伺いますが、地元自治会に草刈り等を委ねている部分がどれぐらいあるのか。2番目に、町での道路の維持、地元自治会任せの道路の維持、若干不公平感を感じておりますが、これらの部分の是正はできないものか、伺いたい。3番目に、今後、自治会任せの道路維持は無理が生じるかと思うんですが、何か対策等があれば教えていただきたいと思います。若干重複する部分があるかもしれませんが、よろしくお願いします。

議長(谷口鈴男君)

建設部長 奥村悟君。

建設部長 (奥村 悟君)

それでは、山口議員の御質問にお答えします。

議員からは、町道の草刈り等維持管理についての質問をいただいています。

御嵩町の町道は、1級、2級、その他に区分され、857路線、総延長27万2,574メートルで、直線距離にして、おおよそ東京から名古屋までの距離になります。大部分は山間地のため、未整備、未改良の箇所があり、維持補修へのニーズは年々増加傾向にあります。道路の維持管理をしていくことは、住民生活の利便性向上だけではなく、住民が安全・安心な生活を送るためにも欠かせないものだと考えます。そういった中、5月の町内一斉清掃、届け出のある自治会、みたけロードサポーターなど住民のボランティアにより、道路の清掃美化や簡易な維持補修を行っていただいています。ボランティアなど地域の方々には、日ごろの活動に深く感謝しているところです。

1点目の自治会に草刈り等を委ねている主要町道はどのくらいあるかであります。

上之郷地区を中心に、議員お住まい近くの町道水口・東山線、井尻・大久後線など、約23路線の町道の草刈りを行っていただいています。また、要望があった自治会に砕石などの原材料を支給して道路等の維持補修をしているところが2カ所あります。

2点目の町での維持と地元自治会任せの不平等の是正はであります。

少ない財源の中で維持管理の予算を確保しておりますが、町内全域をくまなく行うことは限 界があり、特に上之郷地区は山間地という地域性から、町道の草刈りは広範囲に及び、自治会 の皆さんに頼らなければならない箇所も出てまいります。そういった場合は、各ロードサポー ターや、町の作業委託などによりサポートを行っています。是正ですが、自治会へは道路や水 路の維持補修への原材料の支給、セーフティーネットとして傷害保険に加入し、活動中の事故 に対して、保険の範囲内で補償し、活動が円滑に行われるよう支援しています。

3点目の今後の維持管理の対策はであります。

町道の草刈りなど環境整備は、地域の住民の皆さんの協力が必要不可欠であります。行政だけではなかなか行き届かないところがあります。そんな中、現在、みたけロードサポーターとして8団体、180人が活動し、道路などの清掃や美化活動を行っていただいています。そのためにも、このみたけロードサポーター制度を普及・浸透させていきたいと考えています。

みたけロードサポーター制度とは、地域住民、団体や企業の皆さんがボランティア活動により一定区間を定期的に清掃、除草など道路の維持管理を行っていただきます。活動に対してのサポートとして、3年目までは年3万円、4年目以降は年1万5,000円の支援金を支払います。活動場所に、活動団体名を記載したサインボードを設置します。町の傷害保険により、活動中に自分自身がけがをしたり、他人にけがを負わせてしまった、また他人の物を壊してしまったというときに保険が適用されます。そのほかにも、まちづくり課所管のみたけをきれいにし隊、岐阜県道路維持課所管のぎふ・ロードプレーヤーを広めていきたいと考えています。このこと

により、地域の連帯感、町への愛着を促し、住民と行政のパートナーシップによる住みよいまちづくり、ひいては地域コミュニティーの強化と活性化につなげていきたいと思います。また、町長が本定例会の挨拶でも述べておりますが、美濃加茂市のソニー閉鎖支援策として、岐阜県が対応する緊急雇用創出事業を活用して、有利な財源を少ない経費で最大の効果を上げるためにも、短期間ではありますが、町道、河川及び公園の草刈りなどの維持管理を行いたいと考えています。これで私の答弁とさせていただきます。

[2番議員举手]

議長(谷口鈴男君)

2番 山口政治君。

2番(山口政治君)

ありがとうございました。

認識不足といいますか、勉強不足といいますか、ロードサポーターという部分を余り把握しておらずに、私ども自治会としては傷害保険なんかも自分たちの自治会で保険料を負担し、燃料も当然、自治会負担ですがやっておりましたので、今後、こういった制度を十分利用させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは次に、丸山ダム下流にかかるのぞみ橋について伺います。

先ほど大久後トンネルのことが若干出たんですが、県道井尻・八百津線、飛騨・木曽川公園線が交わる小和沢橋のすぐ下流にかけられておりますのぞみ橋なんですが、これは大久後トンネル掘削工事に伴ってかけられた仮設の橋であります。私どもがずうっと利用しておりました小和沢橋は、昭和27年にかけられて大変老朽化が進んで、通行するのにも不安を感じておったようなわけで、地元自治会としても仮設橋を一般車両、歩行者ともに供用させていただけないでしょうかという要望を出したんですが、仮設橋である以上、安全確保はできない。なので、一般車両、歩行者ともに通行することは認めませんというお答えをいただいて、長年経過し、大久後トンネルあるいはエコロードが完成した後もその仮設橋はかけられたままで、なぜかのぞみ橋という名前までつけられて、今現在、八百津町の町道認定がされているらしいんですが、一般車両も歩行者も使っております。その後、大久後トンネルから八百津側に向かってかかる予定の橋はいまだにかかっておりませんし、いずれにしても仮設橋のままですので、雨が降ったりすると中央部には水たまりができて、歩行者は実際、通行するのが非常に困難であるというのが現状です。

そこで質問ですが、あくまでも仮設橋としてかけられた橋が7年以上経過して、いまだに数 多くの車が利用しているんですが、安全性について大丈夫なのかということ。また、当初かけ られる予定であった橋、その後、計画はどうなったのか、いずれはかかるのか、もしかかると すれば、目安といいますか、いつごろなのか、もしわかればお答えいただきたいと思います。 以上、2点です。

議長(谷口鈴男君)

建設部長 奥村悟君。

建設部長 (奥村 悟君)

それでは、2つ目の丸山ダム下流の木曽川にかかる仮橋、のぞみ橋についての御質問にお答えします。

のぞみ橋は、新丸山ダム建設事業に伴い、工事車両の橋として小和沢橋に隣接して架橋されたものです。議員御質問のとおり、完成当初は工事関係者以外の人・車両の通行は禁止されていましたが、現在は歩行者専用となった小和沢橋にかわって一般車両も通行できるようになっています。従来の小和沢橋は、つり橋で、重量制限6トンのため、大型の工事車両は通行ができないことから、この橋を工事用の仮橋として平成14年9月から平成15年10月までの工期で架橋されました。橋は八百津町がのぞみ橋線として町道へ路線認定し、平成19年3月20日から供用を開始し、維持管理を行っています。路線認定については、この橋が行政界をまたいでいることから、平成18年11月1日に八百津町から御嵩町へ路線認定の承諾願いがあり、12月議会において議案第79号で議決承諾をしております。

1点目の仮橋の安全性はであります。のぞみ橋は、大久後トンネル建設時に設置された工事 用の仮橋を一時使用することで仮供用されているもので、大型車の通行も可能で、車両総重量 25トンの大型の自動車を想定して設計していると聞いています。

2点目の、当初予定されていた橋はかかるのか、それはいつなのかであります。御質問の当初予定されていた橋は、新丸山ダム建設事業においてつけかえる計画となっている県道井尻八百津線の新小和沢橋と考えます。事業者である国土交通省によると、具体的なスケジュールなどは未定とのことですが、県道井尻八百津線は、ダム周辺に移転された方の生活関連道路としても利用されている道路であり、町としては引き続き早期整備を求めてまいりたいと考えております。これで私の答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

議長(谷口鈴男君)

2番 山口政治君。

2番(山口政治君)

大変詳しい情報をいただきまして、ありがとうございます。ただ、今現在、25トンまで大丈 夫だとおっしゃったんですが、大型車両が連ねて通行している現状もありますので、一刻も早 い本来かけられるべきであった橋がかかることを願って、私の質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

議長(谷口鈴男君)

これで山口政治君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

議案の委員会付託

議長(谷口鈴男君)

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第58号と議案第62号から議案第64号までの4件について、 質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

議長(谷口鈴男君)

それでは、議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番(大沢まり子君)

この暴力団排除条例につきましては、23年4月1日に施行されました県の条例を受けて御嵩町でも制定をするということでございますけれども、まず一番基本的なことで済みません。暴力団というのは、どういった定義といいますか、どういった方が暴力団なのか教えていただきたいと思います。

議長(谷口鈴男君)

総務課長 寺本公行君。

総務課長 (寺本公行君)

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

条例第2条にあります定義規定の第1項でございます。暴力団の規定がありますが、いわゆる暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団ということで、いわゆる集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体を暴力団といいます。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長(谷口鈴男君)

10番 大沢まり子さん。

10番 (大沢まり子君)

済みません。変な質問して申しわけなかったですけれども、ということはといいますか、この暴力団というのは今の難しい定義、平たく言っていただくと本当はよかったんですけれども、この御嵩町にはその暴力団という方は存在はしないというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。

議長(谷口鈴男君)

総務課長 寺本公行君。

総務課長 (寺本公行君)

いわゆる広域指定の暴力団につきましては、御嵩町にはいないということで確認はしております。以上です。

議長(谷口鈴男君)

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番 (大沢まり子君)

この暴力団排除条例が施行された場合には、御嵩町としてはどういった形で町民に周知をされるかということをお伺いしたいと思います。

議長(谷口鈴男君)

総務課長 寺本公行君。

総務課長 (寺本公行君)

住民に対する周知につきましては、町のホームページという媒体を通じて周知をすることは もちろんのこと、ありとあらゆる各種団体の会報等を通じての啓発も今のところ考えておる次 第でございます。以上です。

議長(谷口鈴男君)

ほかに。

[挙手する者あり]

5番 柳生千明君。

5番(柳生千明君)

暴力団というんじゃなくて、例えば祭礼等で露天商で来るテキ屋さん、こういう者はどのような位置づけにされておるわけですか。

議長(谷口鈴男君)

総務課長 寺本公行君。

総務課長(寺本公行君)

いわゆる露店等、通称で言いますと、テキ屋の方の暴力団員かどうかの該当につきましては、 当然、祭礼等の主催者がその疑いがあるというふうに疑われた場合は、警察等の照会によって、 その照会の結果、暴力団員ということがわかった段階で祭礼等から排除する義務を負うという 形で考えております。以上です。

議長(谷口鈴男君)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第58号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第58号につきましては、総務建設産業常任 委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務建設産業常任委員会に審査を付託する ことに決定しました。

議長(谷口鈴男君)

議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第62号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第62号につきましては、民生文教常任委員 会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は民生文教常任委員会に審査を付託すること に決定しました。

議長(谷口鈴男君)

議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第63号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第63号につきましては、民生文教常任委員 会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は民生文教常任委員会に審査を付託すること に決定しました。

議長(谷口鈴男君)

議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制 定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第64号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第64号につきましては、民生文教常任委員 会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は民生文教常任委員会に審査を付託すること に決定しました。

散会の宣告

議長(谷口鈴男君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月12日に総務建設産業常任委員会を午前9時から、民生文教常任委員会を9時30分

からそれぞれ開催していただきますようお願いします。

次の本会議は12月14日の午前9時より開会しますので、よろしくお願いいたします。 これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時29分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会議長

署名議員

署名議員